

令和3年度第7回御船町議会定例会（12月会議） 議事日程（第2号）

令和3年12月13日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 一般質問

9番 福永 啓 君

7番 森田 優二 君

4番 福本 悟 君

5番 田上 英司 君

6番 増田 安至 君

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1番 中城 峯雄 君 2番 井藤 はづき 君

3番 宮川 一幸 君 4番 福本 悟 君

5番 田上 英司 君 6番 増田 安至 君

7番 森田 優二 君 8番 岩永 宏介 君

9番 福永 啓 君 10番 田上 忍 君

11番 藤川 博和 君 12番 清水 聖 君

14番 池田 浩二 君

3 欠席議員（1人）

13番 井本 昭光 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本田 隆裕 君

5 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長 藤木 正幸 君 副 町 長 宮本 正 君

教 育 長 上杉 奈緒子 君 総 務 課 長 野口 壮一 君

企画財政課長	坂本 幸喜 君	町民税務課長	畑野 英樹 君
福祉課長	西橋 静香 君	こども未来課長	沖 勝久 君
健康づくり保険課長	作田 豊明 君	農業振興課長	井上 辰弥 君
商工観光課長	鶴野 修一 君	建設課長	島田 誠也 君
環境保全課長	田中 智徳 君	会計管理者	宮崎 尚文 君
学校教育課長	西本 和美 君	社会教育課長	緒方 良成 君
監査委員	吉川 勲 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

日程第1 一般質問

○議長（池田浩二君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、「一般質問」を行います。順番に発言を許します。

○9番（福永 啓君） 一般質問を行います。

御船町の廃棄物処理について質問します。まず、前提として、町民が社会生活を行う上で生活ごみ等の廃棄物は必ず発生します。その処理は法律上でも定められた自治体の基本的役割の1つです。一方で、廃棄物処分の手法、処理をする場所等については、民間の間に様々な意見や懸念、不安があるのも事実です。御船町はこれまで、御船町と甲佐町が共同で行っていた焼却施設、廃棄物処分施設が老朽化したことに伴い、新たに上益城5町共同で焼却場、リサイクル施設、最終処分場、汚水処理場を一体的に整備することにしていました。上益城5町で協議を繰り返しながら、候補地を各町から公募、候補地選定委員会を経て、平成30年5月に上益城のほぼ中央に位置する御船町古閑原、古閑迫地区を施設の建設地として決定、その間熊本地震などもあり、当初の予定であった令和7年創業開始は延期され、一定期間廃棄物処분을熊本市に委託することになっていました。

そのような中で、マスコミ報道でもありましたが、本年10月1日、これまでの5町村共同して廃棄物処分の施設を建設する方向性から、民間の事業者により建設、運営される廃棄物処分施設において、御船町の廃棄物処分を行う協議が始まり、覚書も締結されました。それを受けて、議会としても既に稼働中の民間施設への視察研修を行い、また、地元の区

長さんたちと関係者も同じく視察研修を行われたところです。

また、広報みふね11月号におきましても、2ページにわたる説明がありました。しかし、まだ広く町民の間に正確な情報が周知されているとは言い難く、民間事業者による廃棄物処分施設の建設・運営に対しては、臆測や懸念、不安があるのも事実です。民間業者による廃棄物処分施設建設・運営により、現状に比べて、またこれまでの計画に比べて、御船町の廃棄物処分はどう変わるのか。環境への影響はどうかなど、できるだけわかりやすく答弁願いたいと思います。

個別の質問は質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 福永議員の1、御船町の廃棄物処理について、お答えをいたします。

御船町の家庭ごみの処理につきましては、これまでの経緯は議員御指摘のとおり、本年10月1日に覚書を取り交わしました。広報みふねでもお知らせをしましたところであります。国内最大手の大栄環境と県内最大手であり、御船町出身でもある石坂グループと協議を行っています。今後の協議が整えば、両者が連携して新たな会社を設立する予定で、御船町上野古閑原、古閑迫地区において、ごみ処理施設を建設、運営する計画となっています。

その施設に対して、御船町を含む上益城5町が家庭ごみの処理を委託する事業計画であります。以前の計画に比べ、町財政負担の軽減が図られ、環境にも優しく、かつ1万世帯を超える発電など、低炭素社会への取組みに貢献する資源循環型として全国モデルとなるような事業が期待される計画であります。

取り交わした覚書は、5町と進出予定の企業がこれから協議検討を開始するという内容であること。また、今回の計画は上益城広域連合と民間事業者で進めていることなどから、町単独ではお答えしにくい部分もありますが、地元である御船町民の方々の不安や臆測を払拭するため、また町民の思いを事業者との協議に生かし、よりよい形での事業を進めるためにも、今後とも事実に基づき、できる限り丁寧な説明をする機会や皆様のお考えをお伺いする機会を設けていきたいと考えております。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○9番（福永 啓君） まず最初に、町長、端的に質問いたします。基本的なことです。

そもそも、なぜごみ処理について計画を変更する必要があったのかどうか、できるだけ簡素に端的にお答えください。

○町長（藤木正幸君） 端的にお答えを申し上げたいと思います。

今回、県から５町に紹介され、企業から提案があった計画が、地域住民の方々及び町民全体にとって、財政面だけでなく、環境面も含め旧計画よりもはるかに有利な計画、ましてやよい計画だと感じたからであります。

○９番（福永 啓君） ただ今、町長から答弁いただいたように、地域の住民の方々及び町民全体にとって、財政面だけではなく環境面を含め、旧計画よりもはるかに有利な計画、よりよい計画と唱えることができるかどうか、個別に質問いたします。

まず、全体像から。これまで上益城５町で計画していた事業計画と、今回覚書が交わされた計画の違いを簡潔に御説明いただけますか。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

これまでの計画は、上益城５町が事業費を出し合って焼却施設、リサイクル施設、最終処分場、し尿処理場を建設し、５町が共同で運営していく計画でした。新たな計画は、リサイクル施設とエネルギー回収施設、メタン発酵及び堆肥化施設を民間の事業者が整備する計画と聞いております。

一方、これまで予定されていた最終処分場の建設は、新たな計画の中にはありません。また、し尿処理施設に関しての組合の方向性としては、延命措置を施しながら、既存の施設を引き続き利用すると聞いております。

○９番（福永 啓君） 大変必要な施設ではあるんですよ、その造らなくなった最終処分場もし尿処理場も。ただ、し尿処理場については既存の施設もありますし、同じことを下水処理場でやっているわけですから、そこで処理することも技術的には十分可能。そもそも、建設する必要がなかったんじゃないかということは、私も議会で申し上げましたとおりであります。

一方、最終処分場、これにつきましては、やはり町内に建設しないとのことですが、これって年々どこかに積み重なっていくものなんです。仮に予定している最終処分場があったとしても、これは中長期的に見れば満杯になって、新たに「じゃあ、しょうがないから御船町に最終処分場を建設しようや」となってくるんじゃないかという懸念もあるかなと思います。

そのようになった、積み重なっていった場合にも、町内に最終処分場を整備する必要はないということによろしいんでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 汚水処理に関しましては、指摘のとおり、新たな施設整備の必要がなくなったこととなります。廃棄物の最終処分に関しては、町外にある県内の最終処分場の使用を予定していると私も聞いております。

また、既存の県が許可した民間の処分場において、大規模な拡張の予定があり、当分満杯になることはない聞いております。いずれにせよ、今回の新たな計画において、町内に最終処分場を造ることも、し尿処理場の施設を新たに整備する必要もなくなったということになります。

○9番（福永 啓君） そうしますと、この新たな計画では、たとえ長期的に考えても最終処分場を建設する計画はないということで、そういうことになりますよね。はい、わかりました。

これまでの計画では、施設が受け入れる廃棄物、5町の生活ごみを中心となっていたかと思います。一方で新たに計画されている施設が受け入れる廃棄物は、事業所等が排出する産業廃棄物が含まれるという説明がありました。本年9月の新聞報道で、そのことを知った地域住民の方で驚かれた方も多いのではないかと思います。その報道では、本年3月には既に企業側から打診があったと書かれていました。これは、もっと早く地域住民に知らせるべきではなかったのでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 今回の報道にあった経緯について御説明を申し上げたいと思います。

報道にありましたとおり、本年3月に県より廃棄物処分に関して、民間企業より新たな事業計画の打診があつていふことをお聞きいたしました。しかし、その事業計画の内容がこれまでの計画には含まれていなかった産業廃棄物の中間処理を含む計画であつたことなどから、そもそも、この新たな事業計画を正式な提案として取り上げていくべきものなのか、正式に検討すべき計画の内容であるのかなどに関しまして、すぐに判断を下すものではありませんでした。

また、御船町に計画されていた廃棄物処分施設自体も、御存じのとおり御船町が単独で建設するものではなく、上益城5町が共同で計画しているものであります。御船町長として、町民の方々、特に施設建設予定地の住民の皆様に正確な情報をお伝えするためにも、まずはこの新たな計画を正式な提案として取り上げるべきなのか、正式に検討すべき計画であるかなどについて、5町の町長部局のみで、内々の調査検討を行ってきたところであります。

その結果、本年9月、この新たな事業計画を5町共同で正式な提案として受け付け、企業側と正式な交渉を開始するという事で、熊本県、企業側そして5町の町長間での合意が取れ、住民説明会の日程調整や議会に対する説明の日程調整、また正式に交渉を開始する覚書やマスコミに対応するプレスリリースの準備を始めたところでした。突然のマスコミ報道により、今回の計画を知った地域住民の方々に対しましては、心からお詫びを申し上げたいと思います。

また、町長間での調整、検討、調査の時間を要したことにつきましては、批判は申し訳なく思っております。一方で、処理施設建設予定地の首長であるとはいえ、5町共同での事業であり、正確な調査、検討、首長間の調整を行っている中で、不確定な情報提供を行うことができなかった事情も御配慮いただきたいと思います。

いずれにせよ正式な交渉が始まりました今後は、町長として、町民皆様、特に建設予定地の住民の皆様に対しまして、真摯に説明責任を果たしていきたいと思っております。

○9番（福永 啓君） わかりました。地域住民の方々の不安は、やはりこれまでの計画にはない産業廃棄物の中間処理を行う計画であるという点ではないかなと推察いたします。以前の計画の説明会では、産業廃棄物は受け入れませんという答弁をされていたかと思います。なぜ、家庭ごみと産業廃棄物を同時に受け入れ、一緒に処分する必要があるのでしょうか。産業廃棄物を処分すると環境に対する負荷が増えたり、そのようなことはないのでしょうか。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

家庭ごみは市町村の責任で処理することが法律で定められておりますが、近年、様々な課題に直面し、家庭ごみと事業所ごみを一緒に処分する方法が注目されており、視察した三重県伊賀市をはじめ、幾つかの自治体では既に一体的処分がなされております。新たなごみ処理施設は、従来燃やすはずだったごみを燃料として発電することができる資源循環型施設であり、家庭ごみと事業所のごみで一定の量を確保し、それを同時に燃やすことにより効率的なエネルギー回収が可能になると聞いております。

また、今回予定されている家庭と事業所のごみを一緒に処理する施設では、家庭ごみ中心だった以前の計画に比べても、さらに厳しいダイオキシン類排出基準が適用されるなど、関係法令により厳しい規制のもとで焼却処理されます。産業廃棄物というと、何か環境に悪いような意見を聞きますが、今回予定の計画では、廃棄物は屋内施設で分別し、資源物

はリサイクルされ、焼却できるものだけを燃やし、灰や不燃物は全て施設の外に持ち出されると聞いております。

家庭ごみを中心だった以前の計画に比べて、産業廃棄物を一緒に処分することにより、逆に環境負荷がより軽減され、地域の環境にとってもよりよい計画であると聞いております。

○9番（福永 啓君） 今回の計画では、焼却するごみ、ごみといいましても、これまでは単に焼却・廃棄するものだったわけなんですけど、発電施設ができますよね。そうしますと、このごみってある意味燃料でもあるわけなんですので、燃料ですから、一定量の確保が欠かせないと。家庭ごみだけでは間に合わないところがありますので産業廃棄物も受け入れなければいけないという側面もあるのかなというふうには推察いたします。

しかし、やはり以前の計画である町民の生活ごみ中心ではなく、産業廃棄物も処分することができるとなると、やはり広く県外とか、場合によっては日本国中から産業廃棄物がこの御船町に集まってしまうのではないかと、そういう懸念を持っていらっしゃる町民の方々もいらっしゃるのではないかなと推察します。そのような心配はあるのですか。

○町長（藤木正幸君） 上益城5町の家庭ごみ及び町内業者をはじめとして、県内の廃棄物を中心に受け入れると聞いております。いずれにせよ、事業者からは地域住民の信頼が第一と聞いております。御船町や地域住民に不都合が生じるような過大な産業廃棄物の受入れはないと考えており、またそのようなことがないように、土地の貸付と出資による一定の関与を検討しております。ここで鍵をかけていきたいと思います。

○9番（福永 啓君） そこが町の役割であると考えております。

ちょっと別のことも聞きます。この新たな計画において、ごみの収集方法とリサイクルの方法について、これは何か変わりますか。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

広報みふね11月号でお伝えしたとおり、焼却は民間施設で行うことになりますが、ごみ出しに関しては、何も変わりません。

○9番（福永 啓君） そのほかにも、今までの施設には、町民の方々が直接、年末とか今からです、ごみを持ち込んで、そしたら向こうの職員の方々が一緒に手伝いながら分別してもらって廃棄処分をするということが行われていました。このように直接持ち込み、これに関しまして、これはこれまでどおり行っていただけるんでしょうか。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

現在のごみ収集事業の質が決して低下することがないように、よりよいサービスが受けられるような方向性で、協議を今後進めていきたいと思っています。

○9番（福永 啓君） これまで3つあったごみ焼却場ですが、それが1つになるわけです。

この高いサービスレベルに必ず合わせていただきたいということで、他市町村ですと、一番下のサービスレベルになっちゃうことが時々あるんですよ。これはぜひ、今御船町と甲佐町では非常に高いサービスをやっていると感じておりますので、その施設の水準に合わせていただきたいと思います。

次に、財政面からお聞きいたします。今回の計画変更、これは町の財政面からはどのような利点がありますか。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

以前の計画では、施設整備のみで地元負担が123億円、用地取得に4億円、土地造成に12億円、合計139億円の経費が見積もられ、それを5町で分担し、補助金や起債による交付税措置などを除き、純粋な御船町の負担のみでも、施設整備に22億円、用地取得・土地造成に3億円、計25億円の経費が必要でありました。

今回の計画では、施設整備については、純粋に民間の投資になりますので、町の持ち出しはありません。用地については、広域連合が造成した上で貸し出しすることになっていますので、一時的に5町に12億円程度の負担こそ生じますが、長期的には地代収入で土地造成の費用を賄うことができます。また、今回の事業計画による実質的な町負担はなくなるということになります。

何より民間による事業でありますので、施設の御船町の固定資産税の収入が相当額見込めるとということにもなります。また新たな雇用創出も見込めると聞いておりますし、これまで一部事務組合に町が支払っているごみの処分費等についても、一定程度の削減が見込めると聞いております。

○9番（福永 啓君） 固定資産税ですね。これまでは町が造るわけですから入ってこない計画だったわけなんですけど、固定資産税というのは、標準課税額の1.4%と決まっています。実際、どれだけ税収が増えるのかというのは不透明ではありますが、単純に計算すれば、仮に100億円程度の標準課税額に当たる投資がなされた場合は、年間1億4,000万円ですか。相当な額になってくると思います。

一方で、土地は貸付です。民間の企業側の立場に立って見たとすれば、土地はやはり借りるよりも所有してしまったほうがいい、自分の土地でやりたいと思いますからね。民間がやりやすいんじゃないかなと考えます。そうすることで、単純に、さっき言った固定資産税、土地分も入ってくることになるわけです。そうすると、長期的には地代で回収しますから造成費用は賄えてしまうんですが、一時的な財政的支出も売っちゃえば、一時的な財政支出の必要もなくなります。

そのような、ある程度双方に有利な面があるかなと思うんですが、なぜ貸付方式になったのでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 今回の事業計画の中核である大栄環境は、国内最大手の廃棄物処理事業者であります。企業としてのこれまでの実績を見ても、十分信頼に価値する優良企業であると私自身感じております。しかしながら、一民間企業が事業を行うことに関して、町民の不安を払拭しつつ、万が一のトラブルに対処するためにも、町民の生命と財産を守る立場の町として、何らかの関与が必要であると考えます。

そのような考えから、上益城５町で土地を所有し、貸し付ける方式を選択いたしました。また、今回の事業計画では、大栄環境と石坂グループが新たな会社を設立する計画だとお聞きしております。その中に、上益城５町が共同で出資し、会社の経営にも関与していきたいと考えております。

○９番（福永 啓君） わかりました。しかし、経営に関与する、出資するとなると、いわゆる町が出すと、その会社もいわゆる第三セクターとなる可能性もあるということなんですかね。

○町長（藤木正幸君） 先ほど申し上げましたとおり、土地の貸付と出資による一定の関与を検討しているところではありますが、あくまでも今後の協議次第であります。ただし、一般的な第三セクター問題のように、町に多額の負担が生じかねないような出資形態を考えていきたいと思えます。町に多額の負担が生じるような、出資の形態をとる考えはありません。多額の出資形態を出すような考えは持っていないということです。

○９番（福永 啓君） ありがとうございます。やはり民間会社に出資となりますと、いわゆる第三セクターを想定してしまいがちなんです。他町村でもいろんな、第三セクターが破綻したりなんかしていますので、御船町とかに多額の負担がかかってくるということが起こっています。何か第三セクターというと、経営に何か問題が生じた際に町に多額の負

担をして、その尻拭いをしなければならないというイメージがありますが、そうではないということを断言していただいたのでわかりました。

さて、事前の区長さんの説明会、そして議員に対する説明会もありましたが、その中で、この計画について、幾つかの懸念が示されました。まず、交通量についてです。大型車の交通量が急速に増えて、通学路や生活道路に危険が及ぶのではないかという懸念も示されましたが、これはどのように考えますか。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

確かに現状に比べれば、大型車の通行量が増えると想定しておりますが、朝から夕方まで、通行量は大体1日の大型車が100台程度と聞いており、往復で200台になるかと思えます。いずれにせよ、これから始まる事業者との協議の中で、町として必要な交通安全対策を事業者と共同で確実に実行していかなければならないと考えております。

○9番（福永 啓君） 以前に計画されていたし尿処理場、最終処分場は造らなくなったわけですから、そこに出入りする車はなくなったわけなんですよ。その分のマイナスはあります。新たに産廃を受け入れるようになったとはいっても、何か以前の契約に比べて急激に台数が上昇するのかといえば、そういう懸念はどうかなとは思いますが、交通量はやっぱり増大するとは思いますが。

私たち議員は、御船町の議会ではるかに大きな施設を視察研修いたしました。その中で、周辺を見ていましたけれど、まあ、感覚としては思ったほど車が引っぱりなしに通っているわけではないなという印象を受けたところではありました。そして、それを質問しました、業者の方々にですね。そしたら、交通量増大による振動、騒音、交通安全等の問題は生じていないとの、一応行政側からの説明は私たちも受けております。

今、おっしゃった1日100台、200台、この交通量の想定ということなんですが、非常にイメージしにくいと思うんですよ。どんなものだろうなということで。そして、イメージできるように調べてみました。平成27年度の交通センサスによれば、御船インター辺りの高速道路の上を通行する輸送車、大型車、この量が、大体1日約1万台弱です、9,800台とか、そのあたりです。ですので、100分の1から50分の1程度の通行量なんだなと、数えていけばああこういうものの何分の1程度なんだなという雰囲気はわかると思います。また、国道445号、滝川、ですから新道だと思います。あのあたりにおける交通量調査、これは平成27年度、震災前です。それで約800台、788台という、その程度です。ですので、

震災前の大型車の通行の大体8分の1から4分の1程度と考えてもらえればいいかなと、雰囲気としては考えてもらえればいいかなとは思いますが。

問題はマミコウロードなんですが、これまでも震災で445号が通行止めになって、全てマミコウロードに迂回していた時期があります。ですので、その時ほど交通量が一気に増えるイメージは、今の感覚からすれば、今までの調査からすれば、そこまで増えるイメージではないかなとは思いますが、ただ、今回やはり交通量調査の増大というのは、これは短期的な問題ではないんですよ。長期的な問題ですので、何かやはり必要な対策は必要です。これを道路を管理する課としては、この課題にどのように対処していくか、道路を管理する対応課として、その考えをお聞かせください。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

先ほども言われましたように、周辺道路に関しましては、地域の生活道路であり、また通学路としても利用されておりますので、住民の皆さんが不安を持たないように、適切な対応をしてまいりたいと考えております。

○9番（福永 啓君） そこは町としても必要なことでありますし、議会としても提言していたらなと思っております。

続いて、水問題、これも懸念の一つで、先ほど言った説明会でも出ていたところであります。まず、排水からです。この新たな施設から、何らかの排水が流れ出ることはありますか。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

焼却の際に発生する処理水については、浄化した上で、冷却水として蒸発させ、処理水放流はないと聞いております。雨水に関しては、法律に沿って、いったん調整池にためると聞いております。

○9番（福永 啓君） 調整池にためることは、これは法律上決まっているもので、これは造られてためることになるはずなんですが、やはり豪雨等の対策、これはそこに11ヘクタールに施設ができるわけです。豪雨等の対策、これも必要かなと考えられます。豪雨時等の対策はどのようになさいますか。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

課題を解消するための協議を5町の事務方と事業者で実施しますが、その中で、協議案件として提出したいと思っております。また、その後の環境アセスメントで、事業者自ら

調査、予測、評価を行い、その結果を公表して、住民の方々や5町などからの意見を聞き、それらを踏まえて環境保全の観点から、よりよい事業計画を作られることになると思います。

○9番（福永 啓君） そのようにアセスがあるとか公表されるわけですから、住民の方々もわかりやすいかなと思い、不安なところについて意見も出せるわけですから、そのようにしていただきたいと思います。

逆に、今排水だったんですが、水の利用、これに関しては、施設では発電施設を造るわけですので、相当量の水を調達する必要があるんじゃないかと思うんです。必要な水、これをどのようにして調達する予定ですか。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

基本的に施設内に井戸を掘削し、その水を利用する計画であると聞いております。

○9番（福永 啓君） 仮に井戸を掘削したとして、十分な水量を果たして確保できるんでしょうかね。また、仮に十分な水量が確保できる井戸が掘削できて、取水した場合です。下流域ですとか、土地としては下のほうの井戸等に、それは影響が出ること、こういうことがあるんじゃないんですか。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

井戸の採取許可時に周辺への影響調査を行うと聞いております。また、雨水対策同様、環境アセスメントで環境保全の観点からよりよい事業計画を作られることになると思います。

○9番（福永 啓君） 水利用に関しましては、原則井戸水利用ということなんですが、そもそも掘って水が出るのかどうか。また大量に出水した場合にどのような不都合が出るのかとか、非常に不透明であると思います。そして、あそこには目の前に元禄・嘉永井手があります。その元禄・嘉永井手の利用については、やはり地域の住民の方々の理解を得ることは、難しい面はあるとは思いますが、これについても時期的には若干利用できる時期もあるかもしれません。そのあたりは地域住民の方々との話し合いになるかなとは思いますが。

一番、水資源の中で環境に影響がないものは、さっきちょっと申し上げました雨水ですよ。雨水利用です。これについても計算してみました。熊本の場合、平均降水量は大体御船町の場合は年間2,000ミリ程度です。集水面積があそこは11ヘクタールのところで建てられます。その中の1割程度、1ヘクタールです。ここで集水ができるとすれば、年間

に2万立方メートル雨が降ることになるんです。優れた雨水再利用システム、これは東京とかのビルとかで行われているそうなんです、効率的に集水して、ビルの地下のほうに浸透しないタンクの中に集めて、でっかいタンクを作って、そして再利用したりすれば、9割ほど集めることができるそうです。つまり、年間当たり1万8,000立方メートル、月当たり20立方メートル使うのが一般的家庭と言われているんですが、その75世帯分を1ヘクタールの集水施設を造るだけでできることになるんです。

そのように、1万8,000立方メートルの再利用を可能とするような施設を造れば、これは施設で使う水、利用する水の量を補って余りある可能性もあるのではないかと思います。そういう水環境保全のためにも、このように、雨水再利用、これを積極的に提言していただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

三重のほうの施設は、雨水を利用されておりましたので、協議の際には議員からこのような提案があったということをお伝えしたいと思います。

○9番（福永 啓君） これまで幾つか質問してまいりました。最初に申し上げましたとおり、ごみ処分の問題は、町民の方々が社会生活を送る上で、これは避けては通れない問題なんです。しかし、その施設が身近な場所にできるとなれば、やはり不安になりますよ。皆さんそうだと思います。仕方がないと。今度新たに受け入れることとなった産業廃棄物を、この産業廃棄物自体を私たちが日常生活を送る上で生じるもので、必然的に生じるものです。同じなんですけど、やはり産廃というと不安な気持ちになるのもやはり十分理解ができます。いわゆる、必要性、それについては賛成、総論賛成、各論反対に陥りやすい課題でもあると思うんです。

今までお聞きした中で、環境問題に対して最大の懸念であった最終処分場、これはやはり心配されていたと思います。これがなくなった。し尿処理場もなくなった。これにより、処理水の課題等、それ自体はなくなりました。この分は、地域住民の不安を払拭するに大きく寄与する計画だと感じました。また、財政的に言えば数十億円の金が浮く上に、経費削減が図られて、かつ税収増まで見込めると。しかも雇用も見込める。産廃を家庭ごみと同時に処理することにより逆に今までの計画より環境に優しく、脱炭素社会に貢献できる循環型を構築できるなどなど、これまでの答弁から、あまりにも、これはうがった見方かもしれませんが、地域住民や町にとってメリットしかないような話ばかりで、まあ、に

わかに信じがたいと思われる部分もあるんですよ、話を聞いていると。

町長が最初に答弁された変更計画、町民にとって地域住民にとってよりよい計画、有利な計画というのは、私は同意できます。しかし、このようによい話ばかりではなく、何かデメリットというものはないのでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 確かに、現在の計画は以前の計画に比べ、町としてのメリットが多いことは事実です。しかしながら、交通や水など幾つかの心配されることも整備が必要な部分と考えております。その他の明らかなデメリットとなると、すぐに上げることは難しい計画でもあります。

今回の計画は、迷惑施設の町内進出と感じてしまう方がいるかもしれませんが、私はこれまで再三企業側と交渉を重ね、大栄環境の日本のモデルケースになるような施設を造りたいという思いを十分に感じることができています。一方でこの企業誘致を手放しで喜ぶのではなく、土地を貸付方式にしたり、一定の株を保有したりなど、町民の不安をできる限り払拭できる対応の形も作り上げたいと思っております。

確かに現在の計画及びこの計画に挑む企業の姿勢は素晴らしいものがあると思います。しかし、町の役割は、このよい計画が町民にとってよりよい形で進んでいくように、厳しい目で見ながらも、後押し、町や地域の振興にもつなげていくこと、そういったことを考え、私自身挑んでいきたいと思っています。

○9番（福永 啓君） そうですね。同感いたします。議会としましては、先日視察を行い、現場を見てきました。そして、企業の方々や関係者の方々のお話をお聞きしました。議会で視察しました施設は、この計画にはない最終処分場を含んだ施設でした。当初、そこは7ヘクタールで始まったそうです。しかしそこは、現在当初の10倍、70ヘクタールにまで拡張されています。その拡張などというのは、やはり住民の理解を得なければそこまで拡張することは不可能だったと思います。そして、やはり同じように企業の方も、これがこうなっているでしょう。それこそ、住民の理解を得たからこそここまで大きくなれたんですよと、胸を張っておられました。

今、町長がおっしゃいましたよね。日本のモデルケースとなるような施設を造りたいと。という企業の思いも十分私たちも、議会も、皆さん行った方は感じておられたのではないかなと思います。それと同時に、やはり日本最大手の企業ですから、御船とか初めて他地域に進出するときに、それはまあ何かみそはつけられないですよ、これからのためにもで

すね。そういう気持ちにもなりました。

以前の計画は、民間の、町民の生活ごみのみを処分するところの計画でした。それに対して、やはり今回は産業廃棄物というものが入ってまいります。その代わりといっ
ては何ですが、し尿処理場はなくなりました。産廃の最終処分場もなくなりました。これ
に関しましては、やはり安心されるんではないかなと思いますが、確かに計画自体は、最
初に町長が答弁されたとおり、今までの答弁を通して、以前の計画に比べ、財政的メリッ
トを仮に除いたとしても、地域にとって町民にとってよりよい計画ではあるでしょう。
計画の主体である大栄環境ですが、この方も、地域貢献に対する情熱も高い、そして、信
頼できるような企業であるとは感じます、私たちも。しかし、だからといって、いやしか
しだからこそなんですけれど、「企業さん、いい企業さん、お願いします。任せました、
よろしくお願いします」ではいけないと思うんです。どのようによりよい計画だったとし
ても、やはり計画を変更するわけですから、何らかの課題は生じます。今回は新たに産廃
という負のイメージに対する懸念があるように感じました。強い懸念があるように感じま
した。この懸念です。このイメージ、これを企業も町も県も払拭する努力をさらにしてい
ただきたいと。今回の計画自体は、それが払拭できる計画であると感じています。そして、
企業がおっしゃるように日本のモデルとなる施設となるためにも、それを払拭することが
必要であると、これは強く感じています。

今回のこの新たな計画を、決して巨大産廃企業の御船進出で迷惑施設を御船が押し付け
られたとなっては絶対にならないと思うんですよ。環境配慮型の優良企業の誘致に成功し
た、企業誘致に成功したと、このようにしなければならないと思います。そのためにも、
議会の役割は、先ほど町長がおっしゃったことと一緒です。この今よりよい計画が、町民
にとってよりよい形で進んでいくように、厳しい目で見ながらも後押しをしていくという、
そういうような姿勢ではないかと考えて、最初の質問を終わります。

次の時間がなくなってしまいましたので、途中で終わるかもしれませんが、第2問目、
御船町の教育の方向性について、お伺いいたします。

前回、教育長には芸術文化について方向性をお伺いいたしました。今回は、御船町の学
校教育についての方向性、学校教育の所信表明と思って構いませんけど、そのようなお考
えをお聞きしたいと思います。

○教育長（上杉奈緒子君） お答えいたします。

熊本地震から6年が経とうとしています。地震の際に生まれた子どもたち、来年度は小学校に入学する時期です。当時1年生だった子どもたちは、中学校へと進学いたします。災害が子どもたちに与えた影響はまだまだ見られているところです。心の教育の充実を図ってまいりたいと思います。

ところで人口減少による少子化、グローバル化、情報通信技術の飛躍的進歩と教育をめぐる環境の変化はめまぐるしいものがあります。今後、子どもたちは予測のつかない時代を生きていくことになります。正解がない、自ら解決方法を見つけ出していく問題解決学習が必要になってきます。

身近な町の魅力に触れ、町の課題を解決していくことで問題解決の考え方、手法を身につけるような学びの場となるよう、教育の充実を図っているところです。

第6期御船町総合計画にもありますとおり、御船町で生まれ、御船町で育ち、御船町で暮らしてよかったと思われるようなまちづくり、地域づくり、学校づくりに取り組んでいきたいと考えております。

そのためにも、人を育て、魅力を育て、未来につなぐまちづくりとなりますように、教育の力でできるだけのことをしていきたいと考えているところです。

○9番（福永 啓君） 個別に質問します。まず、小学校教育について、教育内容、教育環境整備及び先生方の働き方改革です。厳しい先生方の勤務状況の改革、それを含めて、どのようにお考えで、どのような方向性で進めていこうとされているのか、お伺いします。

○教育長（上杉奈緒子君） まず、教育内容につきましては、本町は小学校6校あります。今後、中山間地域では児童数の減少も進んでまいります。少子化時代の学校のあり方を考えていくということです。これまで、本町では複数の学校で、切磋琢磨して、体育や英語教育、コミュニティスクールなど、特色のある教育を行ってまいりました。今後とも、この魅力を発信し続けたいと考えております。

また、本町では、英語日本一を目指しており、6校のうち3校が英語特例校として国の指定を受けております。世界で起こっている出来事が自分たちの生活に密接に影響を与える時代です。世界と付き合いながら生きるためにも、英語教育は欠かせないものになっております。

本町では、小学校1年生から中学3年生まで9年間の英語教育を推進しております。海外との交流も含めて、生きて働く英語を身につけた子どもたちを育てていきたいと考えて

おります。

そのほか、総合的な学習の時間で、身近な御船町について関心を持って調べる機会を作り、地域学習で得た情報を英語で発信できるよう、今教材づくりをしているところです。

次に、教育環境整備についてですが、国では、今後小学校の35人学級、それと同時に教科担任制も推進されていきます。国の施策とともに、本町としても対応していきたいと考えております。教職員が魅力ある教育環境で、働き方改革を進めていくためには、ICT環境の整備は欠かせないところです。今後とも、情報教育の整備を推進してまいりたいと考えております。

○9番（福永 啓君） 幾つか予定している質問を割愛して、時間がありませんので。

次に、今小学校の話をお聞きしました。次は中学校教育、御船町には1つしか中学校はないんです。中学校教育、いろんな可能性があると思います。先日議会でもありましたように。

中学校教育を、教育内容、同じように教育環境及び先生方の処遇等を含め、どのような考えのもと、どのような方向性で進められるか、答弁をお願いします。

○教育長（上杉奈緒子君） 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を目指して、義務教育9年間を一貫した教育方針で進めるために、御船町学力向上推進事業を立ち上げております。御船町全小中学校教職員が知・徳・体・環境整備の4つの部門で、それぞれに全員が属して共通実践を深めているところです。

また、中学校では地域社会を見わたして、社会にどのように貢献していくのか、地域との交流を通したキャリア教育を推進してまいります。

教育環境の整備につきましては、小学校と同様、ほかの自治体と同等の政策がとれるように心掛けてまいります。中学校においては、部活動が教職員の負担増となっていることから、今後地域の方の協力も得ながら負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

○9番（福永 啓君） その中学校は町営ですから、御船町が直接方針・運営に参加しているところであります。しかし高校、これは県立なんです。大学もあります。フリースクール等もあります。そういうものというのは町営ではなくても、やはり御船町において重要な教育施設であると思います。その高校、大学、町内の教育機関等の連携はどのように考えていらっしゃるでしょうか。お聞きいたします。

○教育長（上杉奈緒子君） 現在、コロナ禍の中で、小学生、中学生、高校生や大学生との人

的交流が難しい状況にあります。議員がおっしゃる御船中学校と御船高校を中高一貫校にする案につきましては、御船高校の学科、普通科と電子機械科で中学生が自由に学科を選択できなくなる可能性もありますので、現実的ではないと考えております。ただ、御船中学校から御船高校への直近の10年間の進学状況を見ると、毎年30人から50人程度が進学しております。御船中学校の3年生の3人から4人に1人が御船高校へ進学しているということになります。

御船高校は、町立の学校ではありませんが、本町の多くの生徒が進学しており、また本町に住む御船高校の卒業生も多数いらっしゃり、町と密接な関係にあります。今後も高校と連携し、情報を共有しながら、中学生が行きたいと思い、また保護者が進学させたいと思われるよう、町としても高校教育にかかわってまいりたいと考えております。

○9番（福永 啓君） 最後に、今の方針、以前の議会でも言った、この教育の方針、これは思いは皆さんあまり変わらない。一緒だと思うんですよ。しかし、それを実現させるためには、財政的な裏づけが必ず必要、議会でも再三決算でも主張しましたが、下がってきているんです、消耗品費。中で実際に先生方が使っていくお金、これについて、経費が削減され続けている。必ず歯止めをかけなければいけないし、さらに上積みをしなければ、これに歯止めがなかったら下がるままですから、上げていかなければいけない。それは当たり前のことだと思います。

このような中で、どのような方策が考えられるのか。これは、教育長、企画財政課長、どのように、一言ずつ質問し質問を終わりたいと思います。

○教育長（上杉奈緒子君） 今後とも充実させていくために、町の予算獲得に頑張ります。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今現在、各課から令和4年度の当初予算の要求が上がっております。今週より財政係で査定を行います。私のほうではまず全体の予算の要求を見まして、今後十分検討していきたいと思います。

○9番（福永 啓君） 前回も同じような答弁をして、総額で下がっていたという実績があります。それは駄目ですよ。今回、議会で答弁したことは、前回、議会で答弁したことを、きちんと教育に予算を付けてください。

○議長（池田浩二君） これで11時10分まで休憩を取ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時02分 休 憩

午前 11 時 10 分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○7 番（森田優二君） 7 番、森田です。通告しておりました件について質問いたします。

消防団の処遇改善につきましては、何度か一般質問をしてきましたが、今回は 4 月に総務省消防庁から全国の自治体へ、報酬等の基準の通達があったと聞き、御船町はどのような処遇の改善を計画されているのかについて、質問いたします。

なお、個別の質問は質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 森田議員の 1、消防団員の処遇改善についてお答えをいたします。

消防団は火災時の出勤や消防技術の習得に向けた訓練のほか、地震や豪雨災害など災害が発生した際に出勤し、住民の避難誘導や救出、救助など、多岐にわたり地域の消防防災体制の中核的役割を担っていただいております。近年、特に風水害を中心とする災害が激甚化する中、消防団に求められる役割は多様化、複雑化しており、消防団員の負担も増加しつつある状況にあります。

しかしながら、近年消防団員は減少傾向にあり、特に若年層での入団が少なく、地域防災力が低下し、ひいては地域住民の生命、身体、財産の保護に支障を来すという強い危機感を感じているところであります。

今後、総務省消防庁から自治体に対し、消防団員の適切な処遇改善に関する通知があったことを踏まえ検討を進めているところであります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○7 番（森田優二君） まず、現在の団員数と年間の報酬、また出動手当についての説明を求めます。

○総務課長（野口壮一君） 現在の消防団員数は、団長以下 369 名です。年額の報酬は団員の階級にある者については、1 人当たり年間 2 万円です。出動手当については、1 回当たり 2,000 円を支給しております。

○7 番（森田優二君） 今回の国の通達では、年間の報酬、出動手当はどのようなになっているかの説明をお願いします。

○総務課長（野口壮一君） 消防庁より消防団員への処遇改善に向け、団員年額報酬 3 万 6,500 円を標準とする基準が示されております。また、出動手当を出動報酬と改め、1 日

当たり8,000円を標準とする内容でした。ただし、訓練や警戒などの災害以外の出動については、業務の負荷、それから活動時間などを勘案した額での対応が求められております。

○7番（森田優二君） 今回の国の通達を受けて、御船町としてはどのような方向性を今検討しているのかについて、伺います。

○総務課長（野口壮一君） 国の通達を受けて郡内の担当者会議を開催しました。ただし、郡内のそれぞれの考え方が違いましたので、情報共有をお互いしながら、それぞれの町で検討を進めてきました。御船町としては、令和4年度からの国の基準、それから郡内自治体の動向を見据えた改正に向け検討をしていく考えであります。

○7番（森田優二君） 報酬手当については、団員の個人口座へ振り込むように今はなっています。班や分団の運営費についてはどのように考えているかを伺います。

○総務課長（野口壮一君） 令和3年度から、年報酬それから出動報酬については、団員個人への直接支給手续をとっています。幹部会議において、御指摘のとおり分団運営費見直しに対する意見が上がっております。つきましては、各分団の運営費についても、運営の支障とならないよう改善する方向で検討していきたいと考えております。

○7番（森田優二君） 次に、新入団員の確保に関しては、町はどのように考えておられるかお聞きします。

○総務課長（野口壮一君） 今まで答弁しましたように、年額報酬それから出動報酬を改善することで、団員の消防活動への意欲の促進や団員の家族の理解などが得られやすくなるという状況を構築して、新入団員の加入促進につながることを期待されと考えております。

○7番（森田優二君） 消防団の処遇改善につきましては、何度か私も一般質問をしてきました。町の財政等を考えると、私は今まで県の平均ぐらいとは思っていたんですけども、今回は、国が消防団の処遇改善を大々的に報道もしております。団員が現に減少する中、まずは団員の確保、次に新入団員の確保を考えると、国の通達同様の処遇改善を強く望むところであります。

また、国の通達どおりの金額にできたとなれば、団員の意識も今以上の向上にもつながる。また団員による新入団員の勧誘にも多くの団員が協力すると私は思うんです。

そういったことから、町長の思いをお聞きしたいと思います。

○町長（藤木正幸君） 私たちは熊本地震を経験して、消防団の団員の大切さというのを知りました。またこれから何が起こるかわからないし、激甚化している災害に対応するために

も消防団員の力を借りなければ前に進むことはできないということも感じております。ぜひとも、役場庁内、庁舎挙げて消防団員の確保に向けていきたいと思ひますし、消防団との話し合いも多く持ちたいと思ひて進めてまいりたいと思ひます。

○7番（森田優二君） それでは次に、恐竜博物館の今後の運営体制についてを質問します。

○町長（藤木正幸君） 2、恐竜博物館の今後の運営体制についてお答えをいたします。

御船町恐竜博物館は自然史に関する調査研究、資料の収集、展示、教育活動等を通して、自然の生い立ちや郷土の豊かな自然環境に関する町民の教養を育み、学術及び文化の発展に寄与することを目的として、旧恐竜博物館設立から23年、新館に移転して7年が経過いたしました。また、県内外からの多くの利用者を迎え、その認知度は確実に上がってきております。震災やコロナ禍等の厳しい状況を除いては、年間約15万人程度が利用する施設として親しまれているところであります。

恐竜博物館は地道な資料収集と調査研究を活動の基礎として、特別展や独自の教育プログラムの開催に加え、地域や学校との連携による学習支援活動も積極的に行っております。今後も、化石という地域の財産を保存し、研究、教育、機能の高度化を図るとともに、引き続き本町の活性化に寄与できるよう運営を行ってまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○7番（森田優二君） それでは、恐竜博物館建設の本来の目的についての説明を求めます。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

都市再生整備事業により新たな土地での再整備を行い、観光拠点として、さらには教育研究機関としてのさらなる機能の発揮を目指すことが主な目的であります。

○7番（森田優二君） その目的の達成度、これはどのようなになっていますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

観光に貢献する達成度といたしましては、博物館を訪れる来館者が年間約15万人以上を超えております。また、教育研究機関としては、展示等を通して、御船層群や恐竜化石等の調査研究について、成果を公表しているところであります。

○7番（森田優二君） 計画の中に、観光交流ギャラリーは町民の憩いの場としての活用ということもあっていたと思ひます。年間計画ではどのような利活用が計画されていますか。

○商工観光課長（鶴野修一君） 施設の所管としてお答えをいたします。

観光交流ギャラリーにつきましては、観光協会などの単発的なイベント利用にとどまっ

ておりまして、年間計画というのは立ててございません。

○7番（森田優二君） 今、年間計画を立てていないというのがありましたけれども、それはおかしいと思います。なぜ年間計画が立てられていないのか、お尋ねします。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えいたします。

この観光交流ギャラリーにつきましては、博物館の中に位置しておりまして、これまでギャラリーの利用が博物館の特別展、それからワークショップ、その他事業に主に供されていたことによりまして、事業計画を立てておりません。

○7番（森田優二君） 観光交流ギャラリーは所管課は商工観光課ですよね。だったら、やはり年間計画は、商工観光課で立てるべきだと思います。

次に、観光交流ギャラリーは、現在は今まで発掘した化石の仮置場になっていますが、なぜほかの遊休施設を利用しなかったのかについて伺います。

○社会教育課長（緒方良成君） 大幅な被害により雨漏りのために、緊急で一時的に資料を避難させる必要がありました。保管先を現在検討中であります。

○7番（森田優二君） 今も言いましたけど、交流ギャラリーの所管課は商工観光課でしょう。だったら、来年度の計画はどういうふうになるんですかね。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

交流ギャラリーに関しましては、先ほども申しましたとおり、一時的に今避難させていますので、保管先を早急に見つけていきたいと考えておりますので、今のところ、ギャラリーの使用ということになっております。

○7番（森田優二君） 次に、先ほどもありましたけれども、町内の小・中学校との連携はできていますか。博物館での子どものための恐竜教室などは、何回ぐらい開催できておりますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

今年度は、町内小学校の1年生から6年生まで、理科の授業や総合的な学習の時間に12回程度の博物館の利用がありました。

○7番（森田優二君） 恐竜博物館は町税を使って運営している博物館です。まずは町民のため何ができるかを考えていただきたいが、今まで、どのようなことを計画されてきましたか。

○社会教育課長（緒方良成君） 特別展や企画展のほかに、町民の方でも気軽に参加できるわ

くわく体験教室などのワークショップや、野外学習体験などによる化石採集を開催しております。

○7番（森田優二君） 町民の方は、延べどれぐらいの参加がありましたか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

町民の参加については、把握しておりません。

○7番（森田優二君） 結局、行事をするからには、参加を把握するというのは当然のことと思います。そういうことで、今後はやはりきちんとどれぐらいの参加があったということは把握していただきたいと思います。

次に、建設費について、これは前回も質問しましたが、明解な回答が得られていません。建設費総額と起債の総額、それと償還年数等、金額について説明を求めます。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

総事業費は8億6,107万4,484円です。地方債が4億2,929万2,000円です。償還年数が20年、償還金額が年2,396万6,942円となっております。

○7番（森田優二君） 次に、予算・決算についてですけれども、予算・決算について、前回も質問しましたけれども、一般財源からの補填は幾らになっていますか。大体幾らぐらいです。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

平成26年度開館して以降、年間約4,000万円から5,000万円となっています。

○7番（森田優二君） 一般財源からの補填と、建設費の償還金額を加えると、大体幾らになりますか。

○社会教育課長（緒方良成君） 一般財源と償還金を加えますと、約7,000万円です。

○7番（森田優二君） 町民1世帯当たり大体幾らになりますか。

単純に、大体7,000世帯前後と私は思っております。だから、それで割ると大体幾らになりますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

1万円程度です。

○7番（森田優二君） 私が1万円と言うわけにはいきませんので。町民1世帯当たり1万円の税金を博物館に収めているというふうになると思います。そういう理解でいいですかね。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

計算上はそういうことでよろしいかと思います。

○7番（森田優二君） それでは、今後の運営についてですけれども、今後の博物館運営の課題について、内部ではどのような協議を行っていますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

予算の、収蔵物の保管の中の様々な課題があると認識しておりますので、まだ内部での議論は行っているものの、具体的な協議までは至っていないところであります。

○7番（森田優二君） 7年も経っている博物館です。その中で、具体的な協議ができていないということでしたら、これはどういうことでしょうかね。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

まだ、全体を精査しておりませんので、一つひとつ片づけていくということで、庁内での議論的なことは行われているということで、これから具体的な協議ということになると考えております。

○7番（森田優二君） 課長も替わられて、なかなかまだ内部的なところは把握できていないと思いますけれども、ただ言えるのは、もう7年経っているんですよ。だから、協議はあって当然と私は思うんです。そこらあたりも含めて、質問しております。

前回は質問しましたが、商工会や観光協会、農協などと恐竜博物館中心の話というのはしてありますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

博物館主体の商工会、観光協会等との協議はまだ開いておりません。

○7番（森田優二君） 前回もこのことは、もう前回もというよりもその前から言っているんですよ。けれども、言っても言っても全然しないとなっております。これはやっぱりおかしいんですよ。先ほど観光拠点として、さらには教育・研究機関としてのさらなる機能発揮を目指すことが主な目的ですと答弁されていますが、町内の関係団体とか協議会、今言った団体あたりと協議会等を立ち上げて、さっきから言うように、恐竜博物館運営に関しての、そういったことを話すのは当たり前と思うんですけれども。そういったところはどう思いますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

社会教育課としましては、観光というところに関しましてはノウハウを持っておりませんので、商工観光課と連携を取りながら行っていきたいとは考えております。

○7番（森田優二君） 次に、駐車場は足りていないと私は思っておりますが、この駐車場については、どのようにお考えですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

恐竜博物館には専用の駐車場はありませんので、周辺の役場駐車場を利用しているというところですよ。

○7番（森田優二君） 入館者を今まで以上に来てもらうためには、今以上の駐車場が必要だと私は思います。前回も話をしましたが、中学校を移転し、跡地に駐車場を中心に物産館等の商業施設や地震関係のメモリアルホールです、そういったものの開発も、私にはあると思うんですよ。

また、役場周辺の内水被害を考えると、駐車場の地下に、これは八代市が造っていると思いますけど、巨大な遊水池の建設も考えられると思います。恐竜博物館を負の遺産にしないためには、このような開発も必要になってくるとは思いますが、町長の思いはどうでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 議員の御指摘も貴重な意見として受け止めさせていただきたいと思っております。

○7番（森田優二君） 次に、来館者の町内への回遊や経済的波及効果、これについての調査を前回お聞きしましたが、全然できておりませんでした。何千万円もの町税を使って運営している博物館ですので、やはりこういったところの調査はして当然だと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

○商工観光課長（鶴野修一君） 町内への経済波及の件での御質問ですので、商工観光課でお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、博物館は教育施設である一方で、町にとりましては重要な集客施設でもあると捉えております。その効果の検証を行うことは、今後の博物館の運営のみならず、観光振興それから回遊施策の立案にとっても重要であると考えます。

○7番（森田優二君） やはりそういったところを考えると、先ほどから言いますように、商工会とか観光協会また農協など、いろんな所と協議をしながら、経済的波及効果につなげる必要があると思いますが、それについては、どうですかね、前向きに検討していきますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

今後は、商工観光課やほかの機関と連携しながら進めていきたいと考えております。

○7番（森田優二君） 次に行きますけれども、所管事務調査において、特別展の収支決算報告を委員会にしてもらうように要望しましたが、特別展に関しては、町の一般会計から負担金を支出して実施しているので、簡単に言えば1,000万円を支出して、その収入は幾らありましたというのが収支報告になるかと思います、という答弁がありました。課長もこの答弁でいいのかをお伺いします。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

一般会計の決算につきましては、負担金の支出を含めた事業費等に関する決算審査を提出した上で説明を申し上げているところでございます。しかしながら、特別展の収支報告が不明瞭との御指摘がありますので、今後は委員会で報告してまいります。

○7番（森田優二君） 実は以前にも総務委員会に特別展の開催前、また開催が終わってから、そして収支についても報告がございました。そういったことで、私も聞いたんですけれども、こういった答弁もあったもので、「あらっ」と思ったので質問したわけです。

それが特別展で収益が出た分、これは基金に積み立てていますが、この基金の利用目的について説明を求めます。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

恐竜博物館振興基金条例では、博物館の整備及び事業の推進並びに学術指導等の取得を円滑に実施することを目的としております。

○7番（森田優二君） 令和2年の特別展は開催されましたか。

○社会教育課長（緒方良成君） 令和2年3月に実施することとしておりましたが、新型コロナウイルスにより令和2年6月から7月の期間実施しております。

○7番（森田優二君） この特別展の負担金500万円は、一般会計にいつ返還されていますか。

○社会教育課長（緒方良成君） この返却に関しましては、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど報告したいと思っております。

○7番（森田優二君） すみません、もういつと言うよりも、次の質問にかかわりますので、それは調べないでいいです。500万円、一般会計から令和元年度に支出して、歳出的には令和2年度に事業が終わっているわけですがけれども。決算では470万円しか返ってないんですよね。要するに赤字だったということになりますけれども、私は500万円借りてしたんだから、だったら500万円返してくれよと。そのためにも、先ほどの利益があった分は、

基金に積立てをしようと。だったら、赤字だったらその基金から下ろして500万円返すのが当然だと、私は思うんですけども、その点はいかがでしょう

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

負担金支出に対しましては、財務規則にのっとって行っておりますので、500万円の支出に関しましては、ここで負担金という形で終わっているかとは思いますが、ここについては、もうちょっと十分に検証して、進めていきたいと考えています。

○7番（森田優二君） 次に、特別展、これは何か知らんけど、特別展は別物のようにちょっと考えておんなはるごたるけんですね。だったら、特別展の会場使用料、会場の経費です。会場は所管課は商工観光課ですので、やはり会場の使用料は払うべきだと思います。ただ期間中の経費、電気代とか何とかを、やはり特別展に入れるべきと私は思うんですけども、その点はどう思われますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

特別展に関しましては、実行委員会が設置されておりますので、ここで議論していくところでもあります。これまでのところ、実行委員会には参加しておりませんでしたので、今後、実行委員会の中でこれは議論していきたいと考えております。

○7番（森田優二君） 今言ったところの実行委員会で協議しても、その前にやっぱりわかる人が説明して、特別展で使った経費は払ってくれよとしないと、実行委員会の中で話しても、その後は実行委員会で話さなければなりませんけれども、そのいきさつはどういうことだという説明はする必要があると、私は思うんです。

次に、同じく所管事務調査において、グッズ販売について質問しました。この答弁では、「販売ではありません。頒布です。有償の頒布です。有償で頒布しています。原材料費で購入し、付加価値をつけて提供している、頒布をしています」との答弁がありました。この有償頒布と販売の違いについての説明を求めます。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

一般論としてですが、頒布は広く行き渡るように品物を配ることです。販売は、売りさばくことの違いとされております。

○7番（森田優二君） 私は一般論は聞いてないんですよ。有償の頒布と販売についてを聞いているんですよ。もう、こちらのほうから、私が調べた結果を話をしますけれども。言うなれば、頒布会などの有料の頒布は、そのお金が材料費などの実費で利益がない場合でも、

また営利目的、非営利目的問わず、法的には販売ということになると解説してありました。また、販売ということを隠すために有償の頒布と言い換えることが多いとも書いてありました。ということですよ。

要するにイコールなんですよ、有償の頒布というたつてですね。頒布はまた違います。有償・有料と言ったことは、ここにお金絡んできますので、これは販売と一緒にですよということで、これは法的にもそうなっているそうです。

次に、前回も聞きましたが、グッズの販売管理についての説明を求めます。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

管理につきましては、日常の在庫管理はレジで行っております。棚卸的なものは、年に1回、3月に実施をしているところです。

○7番（森田優二君） 今の答弁を聞きますと、在庫管理及び棚卸もしてあるということは、そういう話だったと思います。でしょう。ということは、令和2年度の決算の資料を整理して、もう決算は終わっていますので、整理をしてあると私は思うんですけども。材料の仕入関係、販売関係、棚卸関係、この資料をぜひとも見せていただきたい。今日の議会が終わった後でもいいですから、それはお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

先ほどの特別展の決算と同様に、グッズの管理につきましても、委員会で説明をさせていただきたいと考えております。

○7番（森田優二君） さっき言ったように、それだけ自信を持って棚卸も在庫管理もしてあるというのだったら、そこだけの資料でいいですから、見せてもらったら一番いいんですけど。それを見ると、きちんとできていると思いますけれども、そういうのが全然今まで私たちも見たことがない。それとグッズの販売に関しては、失礼な言い方になるかもしれませんが、万引き等もある可能性もあるんですよ。だったら、結局なくなったりか何とか、そういう報告は今まで上がっていますか。どうぞ。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

現在のところ、その報告はあっておりません。

○7番（森田優二君） ということは、100%揃っているということ思わなければ仕方がないんですけども。この販売管理というか、現金を扱うのは一番いろいろ起きやすいところ。そういったところで、やはり課長たちもそこはちゃんと言ってから、言い方は悪い

んですけれども、目を光らせてもらわないと、問題が起きてからでは、これは大きな不正になりますので。そのあたりはよろしくをお願いします。

次に、10月1日の熊日新聞に、恐竜博物館の記事が出ていましたが、この記事については、誰も知らなかったという話がありました。この新聞報道についての説明をお願いします。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

7月に広報みふねを見た熊日からの取材を職員が受けたものです。コロナ禍で閉館しておりましたので、熊日が10月の企画展開催に合わせて記事を掲載したというところであります。

○7番（森田優二君） その頃8月開催予定の企画展の取材で、ところがコロナ禍でそれが10月に開催が延長されてしまった。だから、それに合わせて新聞報道があったということですよ。確認ですけれども、その取材を受けた時点で町長への報告はしてありますか。

○教育長（上杉奈緒子君） こういう町の情報紙とか新聞に載せる場合には、教育長までは報告が上がるようになっております。

○7番（森田優二君） 今の説明だと、だったら町長は知らなかったというのは当然ということで理解していいですかね。

○教育長（上杉奈緒子君） 町長まで報告を上げるところは上げなければならなかったと思っております。

○7番（森田優二君） 次に、館長と学芸員の職務について、お尋ねします。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

館長は館を掌理し、所属職員の指揮監督を行います。また、学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究が職務であります。

○7番（森田優二君） 先ほど言いました所管事務調査のときの委員会の答弁で気づきましたが、博物館内での報・連・相、報告・連絡・相談です。これができていないように感じました。教育長も就任されて半年以上が過ぎましたが、この点、どのように感じておられますか。

○教育長（上杉奈緒子君） 博物館の運営に関しましては、館長の管理監督のもと業務に当たることになっております。その中で、一部伝達が滞っていたという御指摘もありますので、それにつきましては今後館長として適切に対応してまいります。

○7番（森田優二君） 今回の一般質問でもわかるように、町税を毎年7,000万円以上も投入している施設であります。にもかかわらず町民への還元は、私としてはあまりできていないかなと思えています。また、特別展の収支も、委員会が求めても報告がないなど、不明瞭であると言わなければ仕方ないかと思っております。グッズ販売も、非常に不明瞭な点が多いと私は思っております。行政が販売するものに対して、消費税は免除されます、ということで、それを主張するのであれば、税務署のお墨付きを提示してくださいよ。その必要も私は絶対あると思います。言うなれば、指導する立場の行政がグレーゾーンを作るのではなく、信頼されるやり方をやってほしいと私は思うから、今回の一般質問をしているわけですが。そのためには、恐竜博物館運営事業の特別会計に移行したが一番いいと私は思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（上杉奈緒子君） 現在の執行につきましては、一般会計において、博物館の収支は明らかにしているところです。ただ、特別会計への移行は現在のところ考えてはおりません。しかしながら、特別展を含め、博物館の収支がわかりにくいという御指摘もありますので、今後、委員会等において丁寧に説明してまいりたいと考えております。

○7番（森田優二君） 私が一番懸念しているのは、グッズ販売なんです。これはほかの議員からも、前にも指摘がっておりますけれども、材料費で購入して、そしてグッズで販売する。どういう付加価値が付くかわかりませんが、そういうやり方がおかしいんですよ。教育長は今博物館の収支は明らかでありますと答えられましたけれども、グッズの販売に関しては、もともと一般会計での項目がない販売になっています。販売項目はないでしょう。そういった中で、一般会計での収支は、私は明らかではないと思います。だからこそ特別会計へ移行したらという提案をしているわけですが、最後に、町長のお考えはいかがでしょう。

○町長（藤木正幸君） 恐竜の郷みふねというイメージは定着しつつあるところであります。今後、多くの問題点等が出てくると思います。私が中心となって、教育長と話し合いながら、前向きに考えていきたいと思っております。改善できるところは改善していきたいという考えです。

○7番（森田優二君） まだまだ私納得していない点があります。今日の質問はこれで終わりますけれども、またそういったところを含めて、町民の皆さんがわかるというか、見えるようなそういう博物館にしていきたいと思っております。

ただ言えるのは、私の思いは負の遺産にたくないという思いだけです。やはり、駐車場問題は、一番に私は言いますけれども、そこで、駐車場は今足りているなんか、そういう話をしたら、私は怒りますよ。そういったことで、ここらあたりは私も一緒になって考えていきたいと思っておりますので、今後とも、そういったところを博物館内でも協議を深めてください。

また、さっき言ったような報・連・相、これはもう絶対必要です。そういったところを含めて考えていってもらえたらと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） これより、午後1時まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時57分 休 憩

午後 1時00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○4番（福本 悟君） 質問番号3番、議席番号4番、福本悟です。

はじめに、本日もこのように多くの皆様にいろいろな形で傍聴をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、本日も町民の代弁者として、一般質問という形で質問を行わせていただきます。

それでは、先般事前通告していた内容について、質問を行います。

災害応急対応として生活用水確保の充実について、伺わせていただきます。災害は忘れた頃にやってくると言われておりますが、近年の異常気象を見てみますと、ゲリラ豪雨や台風の勢力は年ごとに巨大化しているように感じております。未曾有の被害を受けた平成28年熊本地震、人的被害では10名の尊い命を奪い、21名の方が負傷をされ、また住家被害では一部損壊を含め、5,019世帯が被害を受けられております。水道施設についても、甚大な被害を受け、広範囲にわたり水道管の破損や破裂などが発生、場所によっては1カ月以上の水道が使えない地域が発生をしております。

このような中に、これまで発生をしました2016年の熊本地震を含め、1995年の阪神淡路大震災、2011年の東日本大震災、それぞれの関係自治体の方が、災害の後に困ったことで、それぞれの住民に聞かれたところ、一番困ったことで多かったのは断水それと生活用水の

確保であると言われております。すなわち、生活を営むため、使用する水で一番困ったということになります。

本町では、平成28年熊本地震の経験や教訓を踏まえ、総合計画では自然災害から町民の生命、財産、生活を守るため、災害の予防、応急対策の充実を図ることや、震災復興においては、災害に強いまちづくりとしての生活用水の確保について、食糧や飲料水等の災害備蓄の推進が図られ、また地域防災計画、こちらにおいては、給水計画を掲げ、給水の応援及び飲料水以外の生活用水の確保に努められております。

それでは、災害時における現行の生活用水確保、これらの対策は十分でしょうか。町は災害時における飲料水やトイレ等生活用水確保の災害応急対応として、1つに小さな力でもくみ上げることができる災害用井戸、この井戸を指定避難所等に設置することや、2つに、災害時には地域の財産とも言われている既存の井戸、この井戸を災害時に協力することで自由に誰でも使えるその登録制度の活用とその井戸マップの作成、3点目に、災害時において、隣接町との間で、相互に水道水を融通することを目的とした緊急時の相互連絡管の整備、以上の3点になりますが、この3点、さらなる生活用水の確保が必要と考えております。

ここで町長の見解を伺いたいと思います。

再質問は、質問席で伺わせていただきます。

○町長（藤木正幸君） 福本議員の災害応急対応として生活用水の確保の充実について、お答えをいたします。

本町では、平成28年4月の熊本地震で甚大な被害に見舞われ、御船町震災復興計画に基づき、震災前よりさらに発展を遂げた復興と災害に強いまちづくりを目指しているところであります。熊本地震発災当初、被災された住民の皆さんのもとへ、食糧や飲料水が十分に供給されるまで時間を要した経験から、町では防災備蓄センターの整備をはじめ、備蓄品整備計画に基づいた調達体制の整備・充実に向けた取組みを進めているところであります。

また、大規模な災害が発生した場合、食糧や飲料水等の調達を円滑に図れるよう、民間事業者と災害時の物資調達に関する協定締結を行っているところでもあります。

その一方で、災害時におけるトイレ等衛生備品に必要な生活用水確保に向けた対応として、御船町地域防災計画の給水計画に基づいて、断水時における飲料水以外の生活用水確

保体制の整備に努めています。

その他、個別質問については、担当課長より答弁させます。

○4番（福本 悟君） それでは、再質問に入らせていただきます。再質問に当たっては、まずはこちらの町の総合計画、次に震災復興計画とこちらの地域防災計画、これに基づいて質問をさせていただきます。

まず、1点目の質問になりますが、平成28年に発生しました熊本地震、この当初、災害応急対応としての生活用水、この確保状況はどのように確保されていたのか。まずそこから、当初の状況について伺わせていただきます。

まず、平成28年の熊本地震による本町の被害状況ですけれども、熊本地震の災害記録誌が町から発行されておりますが、こちらから、避難者が約6,200名と避難所が40カ所、6,609世帯が断水ということを記載してあります。水道管については、その復旧工事が昼夜にわたり続けられていましたが、先ほど言いましたが、場所によっては1カ月以上も、この上水道が使えない地域が発生したということが記載をされております。

そこで、この平成28年の熊本地震による、まずは飲料水としての生活用水がどのように確保されたのか。まずはこちらから説明を求めたいと思います。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

熊本地震での飲料水の確保につきましては、給水車による地区巡回と、支援物資による飲料水の配給により対応を行っております。また、山間地域では、吉無田水源への水汲みにより、自主確保をされた被災者もいたと把握しております。

○4番（福本 悟君） では、次の質問にまいります。町内40カ所に避難所が開設されておりますが、トイレ等の排水など飲料水以外の生活用水について、どのように確保されたのか説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（野口壮一君） 飲料水以外の生活用水の確保については、熊本地震の際にスポーツセンターや小学校のプールから取水をして避難所の生活用水、トイレ等の排水に利用をされておりました。

○4番（福本 悟君） ただ今、それぞれの課長から熊本地震当時の生活用水の確保について説明をいただきました。まずは、飲料水としての生活用水、こちらは給水車による地区巡回、それと飲料水の配給と伺わせていただきました。それと飲料水以外については、スポーツセンターや小学校のプールの水を利用されたということですが、1点だけ、総

務課長にお尋ねしたいんですが、この給水車による地区巡回とありますが、この給水車の中の水ですけれども、町内の水源から取られたのか、それとも吉無田水源まで行かれたのか、それとも、町外の施設から取られたのか、どのように補給はされたのでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 隣町の甲佐町から、甲佐町に水道の管理センターがありますので、そこから給水車に給水をして町内を巡回給水したという経緯であります。

○4番（福本 悟君） 当時の生活用水の確保状況については理解をさせていただきました。

では、それをもとに次の質問に入らせていただきます。2番の大きい質問が、井戸の活用についてであります。

まず、1点目になりますが、これは先ほどの繰り返しになりますが、大きな地震で災害後に困ったことで一番多かったのは断水、それと生活用水の確保ということを伺っております。本年10月に和歌山のほうで突然に水道管が破壊し、断水、その際に市が設けた災害時協力井戸、こちらを多くの市民が利用されているということを伺わせていただきました。

そこで、この平成28年に発生した熊本地震においても、本町においても自宅にある井戸の利用はもちろんのこと、この地域の方も利用されたと伺っております。本町において、飲用を含む井戸の設置状況はどのようになっていますでしょうか。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

井戸の設置状況につきましては、課内で所有しております井戸台帳で、一部把握しておりますけれども、全ての設置状況は把握できてない状況です。

なお、下水道整備地域におきましては、水道水と井戸水を併用されている御家庭もありますので、下水道接続家庭分は把握しています。

○4番（福本 悟君） ただ今の井戸の関係で再度確認をさせていただきます。それでは、町が所有する井戸、防火井戸の設置状況について説明を求めたいと思います。

○総務課長（野口壮一君） 今、環境保全課長がお答えしましたように、町が所有する井戸については、先ほどの井戸台帳を確認したところ、町で設置してあるという井戸はなかったということで報告を受けております。

○4番（福本 悟君） それでは、次の質問です。地域防災計画に掲げてあります給水計画の飲料水以外の生活用水確保として、地下水採取者の協力を得て生活用水を確保する体制の整備に努めるということになっております。体制の整備状況について説明を求めたいと思います。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

飲料水以外の生活用水の確保についての整備は、今のところまだ未整備であります。今後は、給水計画に掲げてありますとおり体制の整備に努めていきたいと思っております。

○4番（福本 悟君） 田中課長に再度確認ですけれども、今のは、未整備ということですので、まだ全然進んでいないということで理解していいですか。

○環境保全課長（田中智徳君） おっしゃるとおりです。今後努めてまいります。

○4番（福本 悟君） それでは、ただ今の総合計画、地域防災計画の中の言葉にありますが、地下水の採取者とありますが、この地下水採取者とはどのようなものでしょうか。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

この地下水採取者につきましては、個人並びに企業です。こちら双方あります。

○4番（福本 悟君） では、ただ今の最後のほうの質問になりますが、先ほど田中課長から、飲料水以外の生活用水の確保については未整備ということ伺いました。

では、この地域防災計画を作る窓口としては、総務課の野口課長のほうだと思いますが、この地域防災計画の進捗管理、PDCAサイクルと言っていいのかちょっとそこはわかりませんけれども、進捗管理はどのようになっていますでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 今御指摘がありました地域防災計画の進捗管理ですけど、結果から言わせてもらえば、まだ不十分なところでできてないというところであります。

御指摘のように、やはりこれも防災に関する計画ですので、今後検証を、年1回進捗状況を確認し合いながら進めていきたいと考えております。

○4番（福本 悟君） 野口課長には、ぜひとも速やかに検証作業を求めていきたいなと思います。

では、3点目の質問になります。先ほどのくり返しになりますが、平成28年の熊本地震における生活用水の確保として、地域に貢献した井戸、個人所有の井戸ですけれども、災害時には地域の資産というところで、地域に貢献した井戸を災害用井戸として、本町において登録制度を活用した場合の、この有効性について説明を求めたいと思います。

また、この災害用井戸、登録制度を活用したこの井戸について、井戸の情報を地図上に落とした井戸マップを作ると、この井戸マップ作成の有効について説明を求めたいと思います。

実は先般、議員の全体研修の中で、防災センターのほうに行きましたけれども、その中

に全く私の考えと同じといいますか、住民の考えの方が一緒の考えでありました。伊勢市のほうで、災害用井戸ということで、各家庭の入り口に協力の家ということで、こういう制度を取り組んでいるところもあります。

先ほどについて、まずは説明を求めたいと思います。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

災害用井戸として登録制度の有効性ということで、こちらは有効な方法の1つだと考えております。同じく井戸マップ作成の有効性についても同様だと思っております。しかしながら、登録による井戸の活用は、所有者の協力が必須であることから、検討していく際は御理解をいただけるような協議を行っていく必要があると考えております。

○4番（福本 悟君） では、次の質問の前に、ただ今井戸マップの話がありました。実は、ただ今話したのは協力井戸を、こちらは陣区の防災安全マップになりますが、こちらについて、この陣区においては、自分たちの地域は自分たちで守るという、この地区の防災に対する機運が非常に高まっております。区長自ら、これは手づくりの防災安全マップになります。この中に、例えば井戸で協力できるところをこの地図上に落とすと。非常に有効な私は手段と考えています。

こちらの陣区の防災安全マップ、先般総務課長を通じて町長と教育長には配布をさせていただきました。これは全くのフリーハンドです。地図は全部フリーハンドで描いています。この中には、例えば消火栓の場所が1つ、それと防火水槽と防災スピーカーです。それとごみステーション、防犯灯、竹林、田んぼとか畑も記載をされております。それとがけ地とか樹木林です。それと陣区における防災倉庫の備品についても、発電機からいろいろな12種類を書かれて、これを今後全区民に配布の予定と伺っています。

この中に、例えば防災井戸の協力のところを落としていただく。非常に私はこれは有効な手段と思うんです。これは全くのフリーハンドです。

そこで、総務課長に、これについて感想を言っていただければと思います。

○総務課長（野口壮一君） 私も今のマップを確認させていただいております。陣地区の防災安全マップが作成されたものと確認をしているわけですが、今言われたように、備蓄倉庫の位置や消火栓、それから防災無線の位置、消防ホースの格納庫の位置などが一目でわかるような地図が作られております。今言われるように、これに災害用井戸の協力の世帯が示されていけば、本当に災害時に機能を果たすものとして生かされるというものであるか

なと思います。

今現在、総務課と福祉課それから建設課で、旧小学校10地区を回っております。その中で、地区防災計画というのをお願いしているわけですけど、その地区防災計画の中に、今作られているような地域のマップを作っていて、本当にどこが危険なのか、どこが災害時の避難路になるのか、どこに、今言われたように災害があるのかと、まさしくこの地区防災計画が目指しているものだと思います。陣地区においては、区長さんが熱心に取り組まれているということを確認しております。さらなる防災の備えも、今後さらに磨き上げられていくのではないかと感じております。

○4番（福本 悟君） 急きょ感想をということで、お礼を申し上げます。

では、次の質問になります。次も、地域防災計画に基づいてなんですが、指定緊急避難場所や指定避難場所として指定された各小・中学校に、停電時において、子ども達でも動かせる小さな力でも、この生活用水、飲料水以外の確保をできる手動のポンプを設置した場合、それを災害用井戸の整備としての有効性について、説明を求めたいと思います。

○総務課長（野口壮一君） 大規模な災害時に断水した場合に備えて、指定避難所への飲料水以外の生活用水の確保は大変重要ということで認識をしております。

先ほども言いましたように、平成28年熊本地震の際には、スポーツセンターそれから小学校のプールなどから取水して、避難所の生活用水に利用した経緯があります。災害用井戸による手動ポンプの設置について有効な手段の1つと考えられます。今後、災害用井戸の有効性も含めて検討していきたいと考えます。

○4番（福本 悟君） ただ今、野口総務課長また田中課長から災害用井戸としての登録制度、それと井戸マップの作成並びに災害用井戸による手動のポンプの設置について、それぞれ課長から有効的な方法の1つであるという認識をいただきました。

では、次の質問に移ります。次は、飲み水、飲料水に関する質問に入ります。緊急時における相互連絡管の整備について伺わせていただきます。

まず、震災復興計画にある各家庭に必要な飲料水の災害備蓄については、自主防災組織や各種団体との連携により推進することや、各地区の自治公民館や集会所についても、災害備蓄の整備を進めるとあり、また次は、地域防災計画においては、応急的に飲料水を確保するための給水計画が定められておりますが、その災害備蓄飲料水の現在の整備状況について説明を求めたいと思います。

○総務課長（野口壮一君） 御船町震災復興計画それから御船町地域防災計画に基づいて備蓄を進めております。令和2年度から進めてきた飲料水の備蓄については、防災センター並びに各地区に設置しております備蓄倉庫を合わせて、500ミリリットルが約4,000本、2リットルが約500本をストックしております。これは、年次の計画に沿って飲料水についても計画どおりに備蓄を進めていくというものになっています。

○4番（福本 悟君） 総務課長にお尋ねをします。ただ今、各地区の備蓄倉庫と説明をいただきました。この備蓄倉庫というのは、各区にある集会所なのか、それがまだはっきりしませんので、この備蓄倉庫について説明を求めたいと思います。

○総務課長（野口壮一君） 各地区の備蓄倉庫については、町内に11カ所設置をしております。具体的には小学校6カ所をはじめ、分館に3カ所、社会教育センターに1カ所、それから県の県有施設に1カ所設置しています。備蓄倉庫には飲料水を中心として、毛布、マットなどをストックをしている状態です。

○4番（福本 悟君） ただ今課長から、備蓄倉庫の話を聞きますと、主に町の施設と、1カ所は県の施設というところで、これは地区の集会所というのは、現在置いてないということでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 地区の公民館等の集会所については、この熊本地震の際に配られた支援物資のものも若干備蓄されているところもあります。課内でも今協議をしている中で、やはり今議員がおっしゃったように、そういう地区公民館にもきめ細かい備蓄品を揃える必要があるんじゃないかということで、今後、その辺をどうやって対応するかということについて、内容協議を今進めているところであります。

本当に、いざ何時のときに様々な地域まで備蓄が揃っているような状態に向けて検討していきたいと考えております。

○4番（福本 悟君） 今、なぜ総務課長にお尋ねしたかということ、先ほどの説明の中に、各地区の自治公民館や集会所についても災害備蓄の整備を進めるとなっております。ただ今課長から、それは進めているということでしたので、よろしくお願いをしたいと思います。

では、飲料水の2番目の質問に入ります。災害時における生活用水確保の1つとして、隣接町、御船町と隣側にある町との間で、相互に水道水を融通することを目的とした緊急時の相互連絡管を整備することについて、こちらについては県外の自治体では導入が見受

けられますが、郡内においてもただ今協議中と伺わせていただきました。この説明しましたように、緊急時の相互連絡管、通常は、例えば御船町と隣の町の水道管を通常連結して、通常はバルブによって水は使えない状態。ただし緊急時にはどちらの町かが断水したときには協力し合ってその水を通すと、そういう考えになろうかと思います。

先ほど言いましたように、今現在郡内においてもお話があつていと伺いましたので、今の協議状況について説明を求めたいと思います。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

今現在、緊急時における相互連絡管、こちらの整備についての協議状況なんですけれども、災害時など緊急時において、今言われている水道水を融通するということを目的とする協議でありますけれども、今現在、甲佐町と担当者レベルで進めているところです。

○4番（福本 悟君） この緊急時の相互連絡管です、非常に有効な手段だと思います。振り返ってみますと、先ほど課長の答弁に出てきました平成28年の熊本地震、飲料水は給水車で各地域を回られたと。あとはそれを配布をされたと伺っておりますので、また相当な人力も必要になるかと思ひます。ただ、この緊急時の相互連絡管、水道管を結ぶことで、全部を回すことはそれは不可能だと思います。ただ1つの非常にこれは有効な手段だと思いますので、ぜひとも、今回私たちから一般質問をしたということを、課長からこの話し合いの中での説明をいただければと思ひております。

では、次の質問に移ります。水道の給水区域、こちらについては、町の条例、水道事業の設置等に関する条例により定めてあります。ただし、水量に余裕があると認めたときは、議会の議決を経て区域外に給水することができるとありますが、この緊急時における区域外給水の手続について、説明を求めたいと思ひます。

実は、この条例を見ますと、水に余裕があるとき、議会の議決が必要になります。ただ、緊急時にこういうことを確認して、一つひとつ議会の議決が必要ということでは、ちょっと間に合わないかなということで、実際のところの手続について、どのようになっているか確認をしたいと思ひます。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

こちらはやはり緊急時ということなので、手続はありませんけれども、緊急時における区域外給水については、水道事業管理者の権限で区域外給水を行う場合もあり得ます。とにかく緊急時ですので手続はありません。

○4番（福本 悟君） ちょうど、災害の大事なところですので、再度確認をさせていただきます。ただ今課長からは、手続の必要はありませんということで、この緊急時における給水については、水道事業の管理者の権限ということですが、それは間違いないですか。

○環境保全課長（田中智徳君） はい、間違いございません。

○4番（福本 悟君） ただ今、課長から管理者の権限で緊急時における区域外給水ができるということで、安心をしたところであります。

それでは、今まで災害対応としての生活用水、飲料水を含め、トイレ等の排水に使う水だったり、生活用水の確保の充実について伺わせていただきました。

最後に、町長の考えを伺いをさせていただきたいと思います。

まず、過去の熊本地震の経験とか教訓を踏まえ、自然災害から町民の生命、財産、生活を守るため、総合計画、地域防災計画及び震災復興計画において、対策に努められています。しかし、繰り返しになりますが、災害後に一番困ったことは、断水、生活用水の確保ということを言われています。

町は災害時における飲料水やトイレ等の生活用水確保の災害対応応急対策として、先ほど冒頭3点挙げさせていただきました。1点は、小さな力でも汲み上げることができる災害用の井戸、こちらを指定避難場所等に設置することが1点です。それと2点目に、災害時に地域の財産とも言われている個人所有、企業等、その井戸を災害時に協力することで、自由に誰でも使える登録制度の活用と、その井戸マップの作成が2点目です。それと3点目が、災害時において、先ほどの隣接町との間で相互に水道水を融通することを目的とした緊急時の相互連絡管の整備、この3点の整備なんですけれども、更なる生活用水の確保としてこの3点が必要と考えております。やはり備えあれば憂いなしという言葉がありますが、こちらについて、町長の見解を伺いたいと思います。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

平成28年熊本地震を経験し、水道施設の被災により断水状態が長期にわたり続き、地震後の生活用水確保に大変苦慮した経験を踏まえ、災害時における生活用水の応急手段として、給水車による運搬、給水、貯水槽の断水や学校プールの水活用など、様々な災害対応が考えられますが、量には限りがあります。万全な生活用水確保には至らないと思っております。

地下水に恵まれている本町において、個人や民間が所有する井戸が点在している中で、

平時と非常時をつなぐ災害用井戸の活用はとても有効的だと考えられます。地域防災計画の中でも、地下水採取者の協力を得た体制整備に努めることとしております。

また隣接する自治体との応急時における、緊急時における区域外給水においても、相互自治体の災害時における対応等強化を構築していきたいと考えます。

今後、災害に強いまちづくりを目指し、町民の皆様並びに隣接自治体と連結しながら進めていきたいと思っております。

○4番（福本 悟君） ただ今、町長から生活用水の確保の1つとして、災害用への活用については、地域防災計画に掲げてあります。こちらをただ今再認識をしていただきました。体制の整備に努めていくと。それと隣接する自治体との緊急時における区域外給水については、応援の強化を構築していきたいと見解をいただきました。

やはり、安全なくしては、安心はないと私は考えております。今後の災害に強いまちづくりを期待して、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（池田浩二君） これより2時まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時50分 休 憩

午後2時00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○5番（田上英司君） 議席番号5番、田上英司です。

本日は、規則に基づいて、ごみ処理施設の問題と介護給付費の再算定等事案について質問をさせていただきます。

本日は、町民の方々にたくさん傍聴いただきました。厚く御礼をまず申し上げます。

先ほどの質問にもございましたが、ごみ処理施設を本町に建設するという事業は、既存の施設の老朽化、規模等を考え、「わあ、それはすぐにでもしていただきたい」という考えもあろうかと思いますが、現時点で既にいろんな問題が山積し、またこれから新たな問題が出てくるかと懸念されますので、この事業は聞くところによりますと、早くて7年、遅くて8年から10年という、御船町の将来を見据えながら真剣に考えていかなければ、御船町の後世に憂いを残すことになりはしないかと思っております。

私たち議員も、先般、会社の見学等に行きまして、会社のテリトリーの中でいろんな多

くのメリットの話もしていただきましたが、我々は、会社、住民、行政の3者の中で、決して行政が先走りをしたりひとり歩きになってしまってはならないと認識しております。住民の方々に十分に説明をして、認識をして、そして理解をしてもらわないと、成功しない、かつてない特別な同意行政であると認識しております。

これからが重要な局面を迎えることになろうかと思います。たとえ住民の方々からクレームがあった。そのクレームに対しても、行政にとっては当然のことだと考えて、丁寧な説明が必要になってくると思っております。

また、2点目の介護給付費の再認定等事案の不祥事、これは先般の課税ミスの教訓が生かされてないのです。またかという思いで、残念な思いで質問をさせていただきます。

個別の質問は質問席にて行います。

○町長（藤木正幸君） 田上議員の1、上益城5町ごみ処理施設の整備について、お答えをいたします。

上益城5町には現在3カ所のごみ処理施設がありますが、いずれも老朽化が進んでいたことから、平成27年に施設整備促進協議会を設立いたしました。上益城5町で新たなごみ処理施設を計画し、平成30年5月に御船町上野古閑原、古閑迫地区を建設予定地として用地取得を進めてまいりました。しかし、平成28年の熊本地震の災害復旧などで5町の財政状況が厳しい中、今年の3月に県を通じて、事業所側から提案があり、財政負担軽減や地域経済への一定の効果があると判断し、民間活用に向方向転換いたしました。

また、上野校区において、11月22日に住民説明会を実施し、今月の20日には、事業者説明会を開催予定ですが、他校区においても住民の皆様の貴重な御意見をいただきながら、地域住民の信頼を得るための努力をしていきたいと考えております。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○5番（田上英司君） 今回、この問題については、議員4名が関連質問を行う予定であります。既に答弁もあったということで、さらなる質問をさせていただきますが、重複するところがあればお許しをいただきたいと思います。

まず、この事業は、熊本県主導と言われておりますが、先般の全員協議会の席上、町長は、本町の仕事ではないということをちょこっとお話しされた、答弁中にお話しされた、耳にしましたが、民間活用に向方向を方針転換されたとはいえ、いわゆる広域連合には本町も、上益城5町全てが、分担金名目で、いろんな資金という名目で税金を出しているの

はないかと。町はずっと大きな関与をしているんじゃないかと認識しますが。これは御船町の仕事ではないと断言してよろしいですか。

○町長（藤木正幸君） 言い方に問題があったのかなと思いますけれども。これは町の単独事業ではないという意味であります。

○5番（田上英司君） それでは、町の許認可は発生しないんですかね。

○町長（藤木正幸君） 本事業は広域連合で行っているものであります。町においては、議会に丁寧な説明をしながら、協議会で進めてまいりたいと思います。

○5番（田上英司君） 令和2年5月7日、熊日のフォーカスに上益城5町は2025年度から燃えるごみを熊本市東区にございます東部環境工場で焼却するための覚書を熊本市と結んだと報道されておりますが、ということは、もうこれは破棄されたということでしょうか。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

こちらの覚書については、変更はありません。

○5番（田上英司君） 町長の説明の中で、単独の御船町の事業ではないです。単独という言葉がありました。全て今後は民間任せ。他町は、ほかの4町は、よかばかりです。御船町は当事者になるということで、こういった議論を展開しているところなんです。またごみ焼却とし尿処理、最終処分をセットにした施設の建設を御船町内に決定されたと。このなぜ御船町なのか、その理由があればお願いしたいと思います。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

結果報告書を見ましたところ、上益城5町のほぼ中心に位置し、アクセスが比較的良好、利便性がよいということがまず1つ、続きまして、十分な広さの平坦地を確保でき、3施設併設が可能であること。そして、土地の形状、地質が整備に適しているということなどから、評価委員会において選定理由になっております。

○5番（田上英司君） 理由づけを聞きましたが、理由づけは後づけでも構わないと。いずれにしても、御船町が5町の当事者になっているということです。加えて温室効果が今盛んに言われますが、この排出は大丈夫ですか。

○環境保全課長（田中智徳君） こちらのほうは、私も視察に三重県のほうにまいりまして、資源循環型ということで、日本の目標になるような、自然環境にもよい施設だということは聞いております。

○5番（田上英司君） こういうことは、業者である会社しか知らないことと思いますが、温

暖化現象、いわゆる気候変動防止に対応できているかということは、また別件で環境問題、当然議論される問題が出てくるんじゃないかと懸念しております。

次に、この事業は二転三転してきている傾向がありまして、御船町には最終処分場は建設しないという説明も受けました。最終処分場も先般我々も視察してきましたんですが、膨大な敷地と、いまだガスが発生していると。御船町には決して最終処分場は造らないと。ただほかの施設は建設よろしく願いますと、ということをおっしゃられるような感じがいたしました。

最終処分場は、御船町でなく、どこに持っていく予定ですか。

○町長（藤木正幸君） 今回の計画において、町内に最終処分場を建設することはありません。今現在、協議を進めている中において、県の施設、南関町のほうにあります施設、また県が許可した施設等があります。そういったところの拡張も予定されていますので、そういったところも活用していくと聞いております。

○5番（田上英司君） 民間活用の方針転換をされた、財政状況が厳しくなったということです。今後は、民間方針に転換されましたが、今後は、一切町はお金を出す必要はないようになるのでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 今後の話ですけれども、今、今後の話については、広域連合、県そして事業者という形で話し合いを行っております。財政負担が軽減されるよう、また新たな財政負担がないように努めてまいりたいと考えております。

○5番（田上英司君） 冒頭言いましたが、早くて7年、遅くて8年から10年ということで、まだまだこの世に我々も生きているかどうかともわからんわけですが。先の話、何でも計画は延びれば延びるほど必要経費が膨らんでくるというのはよくある話です。

それで、住民が心配していらっしゃるの、今回産業廃棄物も焼却するということになったと。以前は、この話はなかったということに聞いておりますが、いつ産廃処分が加わったのか、お知らせください。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

5町の首長で7月、三重県の伊賀市の事業所を視察し、ごみ焼却に至る委託をしている地元の伊賀市長からも説明を受けました。提案のあった事業内容、実現可能性について確認をしてきた結果、5町で協議した上で、一般廃棄物と産業廃棄物の受け入れをすることといたしました。事業者からは地域住民の信頼が第一と聞いております。御船町や地域住

民に不都合が生じるような過大な産業廃棄物の受け入れはないと考えており、またそのようなことがないように、土地の貸付と出資による一定の関与を検討していきたいと考えております。

○5番（田上英司君） 何もかんも御船町はごみ捨て場になりはせんかと、極論ですけども、思うんです。これまでの答弁、これは民間に移ったから、致し方ないとは思いますが、多くの答弁が、聞いている、説明を受けておりますという答弁です。これは正確な情報ではないんですよね。第三者的な発言に聞こえるから説得力はないということです。こういった議論を今からずっと積み重ねていかにやらんのかなと。どこに主体があるのかなと常々思っているところなんです。

先ほど、最終処分場は南関町方面等々と答弁がありました。他町へと言われますが、これも福永議員が質問されましたけれども、他町が満杯になったとき、将来御船町に来ることはないのか。あと数十年も先の話ですが、その懸念はないのかということでお尋ねします。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

この最終処分場、私自身御船町に造る考えはございません。また、後世にこの産業廃棄物処分場が御船町に来るのかということになりましたら、あくまでも産業廃棄物の任命権者は熊本県となります。熊本県と協議の中で、恐らく町としては、この町には産業廃棄物処理場を造るということとはできないように伝えてまいりたいと思います。

○5番（田上英司君） 先般言いましたが、我々も議員と執行部、視察に行ってきたのです。最終処分場のところと焼却する施設があって、少し離れているんです。最終処分場を見て、もう驚くなかれですね。深さ50メートル、そこにどんどん捨てる。捨てたものがビルの高さぐらいまで積み上がる。それは野球場の何倍か、何十倍かという広さ、とんでもない広大な敷地、そこに大きなパイプがポンポンといっぱい、またガスが出ているという状況でございました。先のことはわからないわけですが、仮にそういうことがないように、将来の住民に心配をかけないような、まずもって今が一番大切なときではないかと思っておるところです。

加えて、9月29日、本町の役場3階大会議室の説明会がありまして、ちょっとお尋ねしたんです。「1日どのくらい処理をされるんですか」とお尋ねしましたら、「1日900トン。5町からの運搬車が500トンを持ってくる」と。「車何台ですか」と、「アバウトで

すが、大体100台です」とおっしゃったんです。荷を積んだ、空になったと、往復すれば200台の車が御船町を毎日徘徊する。しかも5町からですから、ありとあらゆる方面から御船町に來ると。だから、上野地区の問題だけではないんですよ。いろんな道路、御船町に大した大きな道路はないんですが、御船町の道路を通過して、ありとあらゆるところ、5町から來るのがどんどん來るわけです。山間地も平坦地もないんです。これは御船全体の問題なんです。

また、住民の安全な交通問題等も事前に解決すべき問題があるんじゃないかなと思います。交通の問題等について、いかがお考えでしょうか。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

午前中のことと重複しますが、これから始まる事業者との協議の中で、町として必要な交通安全対策や道路整備を確実に実行していかなければならないと考えております。今後の協議で、町民の皆さんに不利益、不都合が生じないような協議を行っていきたいと思います。

○5番（田上英司君） 午前中の答弁の中でも、不安を抱かれない対策をとるという答弁がありました。それは何だと裏を返せば。いわゆる現実に問題が発生した場合の対策療法ですか、対処療法になるのではないんですか。それよりも、いろいろ万が一の危機管理の要諦であるところの事前の対策、万が一を考えてというのも、これは危機管理の要諦でございます。いわゆる子どもの通学路の問題、学校はすぐ近くです、予定されている場所は。この前にも現地にいろんな方々とお会いして、1人で回ってきました。いろんなお話を現地の住民の方から聞いてまいりました。「くれぐれも、通学路をきちんとしてもらいたい」という意見がありました。それは、いろんな問題が出てくるところであります。

次に、菊陽町では、御案内のとおり皆さんもT S M Cという半導体関連事業が進出してくることが報道され取り沙汰されておりますが、これは非常にメリットが大きく、大きな役割を将来果たすであろうという期待感も多いんですが、現地の方に、私も小学校、中学校は天津町ですから、連中に聞いてみますと、手放しでは喜べない事情もあるんですよ、実はということです。だけん、みんなよかばかりではないんです。メリット・デメリットあります。どっちを取るかということです。

今回、処理場のメリットについては、たくさん聞いてまいりましたが、雇用問題、固定

資産税の問題、それと発電の問題。発電の問題は1万、2万世帯分ぐらいは補うということです。これは御船町の住民の生活、御船町の住民の電気代が安くなるんですか。会社の利益ではないんですか。お尋ねします。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

今おっしゃるとおり、これは今後の協議次第ということでありまして、5町の事務方と事業所で協議をしております。具体的には発電時に化石燃料を使用しない製造業等では、ニーズが高い電気と聞いておりますので、企業誘致等で活用できるよう協議をしております。

○5番（田上英司君） もう1つのメリット、雇用問題が発生するということで、これは特殊な仕事ということですね。現地でも説明会等を受けました。いろんな教育を経て主任とか、そういった役職に就いていきますよという。コストコが来るときにも、固定資産税とか雇用問題が取り沙汰されて、「おお、ええな、ええな」と言うから。コストコに今御船の住民の方々が何人雇用されているかということは、これは企業秘密で言わないでしょう。今何人コストコに住民が雇用されておりますか。わかりますか。わからんでしょう。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、企業側からの情報開示はありませんので、お答えすることができません。

○5番（田上英司君） そういうことなんです。固定資産税は建物を建てれば当然入ってくるわけですから。何もかも、最初からよかばっかりよかばっかりと認識してはいかんと、そういうふうに思っております。そして、多くのメリットばかり、私たちが業者寄りの発言をしますと、この世の中で、公務員と業者との癒着、あの人は買収されとつとじゃなかろうかというようにも疑いが持たれる。行政の発言は、慎重にあるべきだと思います。これは、司法機関ではさんずい事件といいます。汚職の汚です。汚れるという感じです。さんずい事件、汚職、これは司法機関はとても喜ぶ内容です。くれぐれも疑いを、これは公務員と業者、この癒着の問題は非常に注目されて見ておられます。この事業は、地域の理解なくして前には進まない。先ほど申しましたように、同意行政であると認識して思っておりますし、また、事業者も説明を受けたときに、地域の方々に助けてもらいたいという発言もされました。

住民の方々との合意形成があつてこそ、これからの文明社会が生まれてくる。様々な意

見を出さないかん、意見を出す、そして出さねばならんということに尽きるのではなかろうかと思っております。いよいよこれからが始まりですから、厳しい意見等もあろうかと思いますが、それを聞いて、丁寧に住民の方々に説明していくというのが行政の仕事ではないかと思っております。

次に、2点目の介護給付費の算定ミスの事件について御質問したいと思います。

○町長（藤木正幸君） 2、令和2年度介護保険負担限度額認定事務処理の誤りによる介護保険給付費再算定等事案について、お答えをいたします。

令和2年度における介護保険の利用者負担限度額を決定する際、利用者の所得状況を把握する作業の一部に漏れが生じていたことで、特定入所者介護サービス費の再算定を要する事案が発生いたしました。負担限度額は、利用者の所得状況に応じて決定することとされていますが、町において、当該限度額を決定する事務処理の中で、非課税年金の所得情報を電子計算システムに取り組む作業が行われておらず、利用者の所得金額を実際よりも低く算定していました。町における事務処理誤りによるものであります。対象者の方に多大な御迷惑と御負担をおかけすることになり、誠に申し訳なくお詫びを申し上げます。

速やかに改善し、再発防止を徹底してまいります。

その他、個別質問については、担当課長より答弁させます。

○5番（田上英司君） なぜそういう質問をするかといいますと、課税ミスに続くいわゆる職員のヒューマンエラーによる不祥事案、またかと、そのたびに再発防止と言われますが、その場の言い逃れになってしまっているんじゃないかと思います。住民の方々から信用されない、課税ミスの反省が生かされていないと思うんですが。その不祥事案、いつ発覚したんですか。お尋ねします。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

令和3年8月20日にわかっております。

○5番（田上英司君） それは、住民からの連絡、そういう非常に誠にお粗末な事案です。負担限度額を、課税ミス同様チェックするという体制がなかったということ、説明はいつたん受けたんですが。このガイドラインもなかったんですか。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

負担限度額認定処理マニュアルは存在していましたが、非課税年金を所得として加えることを不要と誤認し、マニュアルに沿った処理をしなかったために誤りが生じてしまいま

した。

○5番（田上英司君） マニュアルはあったと、でも担当者は知らなかった。上司の指導もなかった。これは通用すると思いますか。

これは別件ですけど、みずほ銀行にシステムエラーと、これは社会インフラと言われるようなものが約8回くらいストップして、国民にえらい迷惑をかけたという事案があったばかりですね。それでも、大胆な業務改善をみずほ銀行もされておると聞いております。

これは、担当者は知らなかった。上司の指導もなかったということで終わる問題だと思いますか。お尋ねします。

○福祉課長（西橋静香君） 今回の事案は、非課税年金を所得として加えることが必要ないと誤認し、電子計算システムへの組み込みを行っていなかった事務誤りですが、事務引継書や業務マニュアルなどを確認して、丁寧に事務を行うという日常の業務の徹底とチェック体制を構築する必要性を確認したところです。

この事案が発覚後、全職員に対し、慎重かつ丁寧な事務処理やチェック体制強化が指示され、当課においても、係員へ事務誤り発生防止に向けて徹底を呼びかけております。

○5番（田上英司君） この問題は、報道にスクープされ、町行政に緊張感が欠落しておりはせんかと。町行政の住民に対する目線がない。信頼を失墜してしまっているという、そういう話も聞きますが。こういう緊張感がない町には住民目線がない。信頼を失墜している。全体の奉仕者である公務員、職務に専念する義務がある公務員、これが失墜しているという話に対しての反論はありますか。

○福祉課長（西橋静香君） 現在の役場の事務においては、大量の情報処理や複雑な制度管理が要求されていて、職員は緊張感を持って職務を遂行する必要があります。事務引継書、業務マニュアルを確認して事務を行うよう指示をしているところですが、担当者の事務誤りを組織全体でカバーできなかったことを、関係者一同反省をしております。

○5番（田上英司君） だから、ヒューマンエラーなんですよ、担当者が誤認している。改善し、再発防止を徹底すると耳にたこができるほど聞きますが、マニュアルがあったとしてもきめ細かなガイドラインが必要で、加えて、これに定期的なチェックもすべきではなかろうかと思います。それがいわゆる指導する立場の方たちの仕事ではないかと思っております。

次に、この対象になった住民の方々が52名、私の表現では、この52名の住民の方々は社

会的な弱者であろうと思います。だから、こういった補助も受けられるんですが。その52名の方に、改めて492万5,780円を求めるということで、報道では1人当たり約30万円のお金を求めるという発表もありましたが、これは結果的には、行政による弱い者いじめ、社会的弱者、日頃の税金も払えないんです。収入もない、生活もやつとなんです。そういう人にいきなり30万円ちょうだいと、誰も持つてはいないんですよ。だから、ある意味では社会的な弱者のいじめにつながるのではなかろうかと思いますが、まず、見解はいかがですか。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

1人当たりの報道で約30万円というのは、最高額の方が約30万円で、平均をすると9万4,000円という形になります。人によって差額に差はありますが、町における事務処理誤りにより負担限度額を低く決定していたために、正しく算定した負担限度額との差額により、やはり一度に多くの自己負担を求める結果となり、対象者の方に対して、お詫びを申し上げております。

介護保険を利用する場合の自己負担は、介護保険法に基づき、皆が公平に負担していただくものです。負担の公平性を確保するため、誠に申し訳ありませんが差額について御負担していただくようお願いをしているところです。

○5番（田上英司君） 住民の方々の公平性を求めるため、これはまさに官庁的な言葉です。

それは平等・公平というのは当たり前のことですけれども、それまでなぜこういうことになったかと、お金を持っているなら出しますよね、みんな。

改めてお尋ねいたしますが、町には金銭的な被害は発生しなかったんですか。

○福祉課長（西橋静香君） 現在のところ、過大給付をしている現状となっておりますが、対象者の方へ多額の支払いについて丁寧に説明し、御協力を求め、町の損害につながらないよう、努めてまいりたいと思います。

○5番（田上英司君） それでは、その差額するお金が返ってこなければ、金銭的被害が発生するということですね。その差額で集めたお金は、どこに行くんですか。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

差額分に関しましては、町の、令和2年度分につきましては、過年度分として納めて、令和3年度分に関しましては、令和3年度分の、すみません、令和2年度分については、過年度の収入として町の財政に入ります。令和3年度分については、今年度の予算に戻入

をする予定です。

○5番（田上英司君）　ということは、戻ってこなかったら、さっき言ったように52名の方が、極論ですが、「お金を持たんけん」と、とうとう払われなかったならば、もう既に町に被害が発生しているじゃないですか。そういう流れになるんでしょう。

○福祉課長（西橋静香君）　現在、支払計画を52名の方をお願いを、計画を出されるようお願いをしているところです。

○5番（田上英司君）　だからお尋ねしているんですよ。何も金銭的に被害がなければ集めなくてもいいじゃないですか。誰も被害に遭わなければ。それは喜ばれますよ、52名の方は。そこが我々も理解できない。だから、行政によるいじめじゃないかというふうに。

熊日にスクープされましたので、この問題は、事の成り行きを住民は非常に注視しておるということを忘れてはならないと思います。

この事案は職員のミス、不手際による、しかも住民からの連絡で発覚した、約1年間放置されていた。慌てて差額を請求している事案です。差額を徴収・請求して、いわゆる帳尻を合わせようとしている姿勢が見えるわけです。だから、さっきから何遍も言いますように、この52名の関係住民の方々の生活を翻弄して、支払への不安を与えて、行政には何の罪もないのかと。住民に対して謝罪だけをして、それでいいのか、済むのかということです。

確かに、町の多くの職員の方々は、懸命に頑張っているんですが、たったひとにぎりの緊張感欠落、惰性が生んだ職員の不祥事案、上司監督者の指導的な責任は必須であると思いますが。懲戒処分等があれば、何らかの示しをつける必要がある。私も組織におった人間ですから、厳しいことも、泣いて馬鹿を斬るという言葉もありますが、そういうのも必要なときは必要と。

副町長、いきなりですが、この委員会の責任者とお聞きしておりますが、何かお考えございますか。

○副町長（宮本 正君）　職員が何がしかの事案にかかわった、もしくは何かをやった場合に、町長から諮問を受ける形で委員会というのは執行するようになってございます。役目柄、私が委員長を仰せつかっていますが、個別の事案は、これは申し上げることはできませんが、職員が何か事件、事故いろんな形がありますが、やったときに、この背景なりは、しっかり私の立場で言えば、確認をして、調査して確認をした上で、それが法令違反に当た

る場合にあって、議員御指摘のものは懲戒処分ということでございましたが、諮問をいただくうちの規則では、分限処分、懲戒処分をするに当たっての、その可否及びその量的と
いいますか程度を考えなさいと、審査するとなっておりますので、与えられた使命、規則
に沿った形で処分を執行したいと考えております。

○5番（田上英司君） 私が懲戒という言葉を使いましたが、分限ですよ。必ずしもその人
間を何とか処分する必要ありませんが、やれ所属長注意とか、懲戒に当たらない範囲内
での処分というのも当然ありますので、それはもう当然検討して示しをつけていただきた
いと思っていますところですよ。

まとめとしまして、先ほどごみ処理施設の問題等から始まりましたが、このごみ処理施
設の問題は、我々二元代表制で住民の方々の代表という立場をいただきました。我々の立
場からすると、約1年ちょっと、1年2～3カ月後の次回の本町の選挙が間近です。選挙
の争点になって、町を二分するということがないように、今じっくり丁寧な説明をしながら、
住民の方から理解・納得していただかなければいかんなどと思っております。

この問題は、これからでありまして、今後住民の方々と一緒になって50年、100年の計
をもって納得していただくまで説明していくということ。

それから、先ほどの再算定の問題等については、全体の奉仕者としての住民目線の緊張
感をもって職務専念義務を果たしていただけるように念願して、質問を終わらせていただ
きます。

○議長（池田浩二君） これより、3時まで休憩します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午後2時57分 休 憩

午後3時00分 再 開

～～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○6番（増田安至君） 6番、増田です。事前に通告しておりました内容について一般質問を
行います。

コロナ禍の生活が人々の生活のあり方を変えようとしたこの2年間、現在も影響はまだ
まだ残るも、リモートワークが進み、都会に居住する者も地域に関心を寄せる人が多くな
ってきました。したがって移住や田舎暮らしへの興味もますますこれまで以上に現実的に

なってきたような感じもします。このような状況下、移動が制限されれば地域への関心が高まります。2008年、平成20年に始まったふるさと納税制度が市場規模を拡大させている現状はとても興味深いと思います。

しかし、制度の趣旨をゆがめるような弊害も指摘され、制度そのものの是非が問われ始めようとしてきたのも事実です。

そこで今回、持続可能な制度である新しい納税制度、ふるさと納税制度について、御船町はどのように活用してきたのか。さらに企業版ふるさと納税制度が昨年からはまりました。企業版ふるさと納税への応用をどのように発展させていくのか。今後の方向性も含めて質問したいと思います。

再質問、個別質問については、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 増田議員の1、ふるさと納税の現状と課題について、お答えをいたします。

ふるさと納税は、地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会へ出て、そこで納税をします。その結果、都会の地方自治体等は税収も出ますが、子どもたちを育てたふるさとの地方自治体には税収はありません。そこで、今は都会に住んでいても自分を育ててくれたふるさとに自分の意思で幾らかでも納税できる制度があってもいいのではないかという問題の提起を受け、平成20年度の地方税法改正によりふるさと納税制度が導入されました。

しかし、一部においてふるさと納税制度における返礼品の競争が過熱し、節税と返礼品を目的とした寄附が増加してきています。ふるさと納税制度導入の趣旨に照らせば、望ましいとは言い難い指摘はありますが、ふるさと納税が自治体の地域活性化や復興支援の方策として有益であり、その中で、地元の特産品を全国にPRできることや、ふるさと納税の受入額が地方税収を上回り、有効な自主財源の確保の手段という側面もあります。

御船町においては、熊本地震前の平成27年度は150万円の寄附額でありましたが、平成29年度から自主財源の確保強化に向け、寄附額の増加と町内の返礼品取扱業者の活性化の両面を狙い、毎年度目標額を設定し寄附額の増加に努めてきました。その結果、令和2年度には24億8,000万円の寄附額をいただくことができました。ふるさと納税は単に寄附してくれた人に対して返礼品を送って終わりとするのではなく、ふるさと納税をより地域活性化のために役立つ制度としていくため、実際に寄附者に来てもらう体験型返礼品や、個

人が応援したくなるような事業を本町が積極的にアピールすることを必要と考えています。

今後、魅力的な政策や事業を積極的に発信し、それに対する寄附という形での支援を呼びかけ、御船町の自主財源の確保を図っていきます。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○6番（増田安至君） 今、町長答弁からもあったように、かなり増加してきたという寄附額があっているみたいなので嬉しいんですけど、これまでの経緯として、議会への説明について適切に運用されてきたから増えてきたんだとは思いますが、その辺はいかがだったかという点から、まずは質問します。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えいたします。

これまでふるさと納税寄附金につきましては、国の寄附金要綱に基づき適正に運用し、総務文教常任委員会や地方創生調査特別委員会、また議会本会議でも制度や実績等について説明を行ってきました。しかし、近年寄附件数や寄附額の増加に伴いまして、関係職員への負担が大きくなってきていました。そのため、職員が業務時間内外で行っていたふるさと納税ポータルサイトの管理運営や寄附受領証明書の発送作業、ワンストップ申請の受付作業等を外部委託しまして、業務量の軽減を図りました。その結果、職員は町内の事業者を訪問し、ふるさと納税の参画の案内ができ、年々寄附額の増加にもつながっております。

○6番（増田安至君） 議会には、それぞれの委員会に説明を行ってきたということで、我々も心配をしながら、ある程度頭打ちになるんじゃないかなと思って説明を伺ってはきたんですけど、24億円まで増えてきたということでひと安心はしています。かなり収益も上がって、目的は多々使えるのかなと思うので、後々また細項目で目的とか使い道とかについて聞きます。

そんな中、昨日熊日で、「ふるさと納税文書9人に誤って送付」というのが、上天草市、そして「返礼品1万5,000件送れず」というのが宮崎県都農町のところでありました。要するに、受けかぶったわけです。受けるだけ受けて送れなくなったって。そういうことがないと信じて、今から細項目聞いていきますけれども。

今後の見込み、見通しとして、まだ増加は続いていくものと感じられていますか。それとも、この辺がと思われていますか。いかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

ふるさと納税寄附金につきましては、他の自治体においても、自主財源の確保に向け積極的に取り組んでおられます。また、ふるさと納税の制度を多くの国民が利用しまして全国の総額も年々増加しているところであります。本町においても、さらに新規返礼品の追加やポータルサイト等の露出方法を工夫するなどしまして、他の自治体にない取組みを進め、寄附額の増加を図っていきたいと考えております。

○6番（増田安至君） だから、はっきり増えるという見込みなのかどうかは、ちょっとわからんけど、まあまあ頭打ちかなというところなんでしょうかね。高知県のふるさと納税は汚職事件なんていうのが今年の3月あっているんですけど、奈半利町という町では39億円儲けたというて喜んでいたら、そこで大体頭打ちになって、こういう汚職事件が起きたと。これは町長自身の汚職事件だったんですけど。こういうことが一切起きてはならないし、起きるはずがないというシステムについて、御船町を質問していきます。

実際、いろんな事業に使えるという使い勝手のいい納税制度で、巣ごもり需要というのがさらに拍車をかけて、皆さんにとっては注文すれば来るし、納税の証明書にも使えるという、とてもいい制度で発足した制度です。その制度を使って御船町は20数億円まで稼ぐことができたということで、地元にも非常に貢献しているし、いいんですけども、実際にいろんな事業、もう特定に目的が決められている事業には、ある程度予算化されて組んであるのであれでしょうけど。都合のいいふるさと納税というのは、その都度来たお金をどう消化してどう使っていこうと、一般財源の中で使っていけるような形を取っていくものと思うんですけども、実際、事業プロジェクトに対して、その使途の明確化はどのようにした基準でやっていかれているんですかね。そのように。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

御船町のふるさと納税寄附金につきましては、4つの使途を明記しております。まず、1つ目は子育て支援、教育に関する事業。2つ目に安全で快適な環境づくりに関する事業。3つ目に地域振興に関する事業。そして最後4つ目にその他目的達成のために町長が必要と認める事業と。寄附者はこの4つの使途に対し、御船町に対して寄附していただいているところであります。

○6番（増田安至君） 4つの使途のための基準があると。ふるさと納税について、地元滝尾のほうでいろいろ説明したときに、区長さんたちから、これにも使ってほしい、あれにも使ってほしいと、もう多々出てくるんですよ。実際、今伺ったように、4つの使途を明

記してあるということで、目的がある程度決まったところの事業にお金を使っていきますということで、他の町村にはないけれども、かなり厳しい御船町の基準があるんですよということを、また帰ったら説明をしておきます。

変な話いろんなことを、インフラも含めて、いろんな要求が出てくるのも事実で、そんなに使い勝手がいい納税制度であればいろんなことをやってほしいという要望がそれぞれ声として上がってくるので、伺ったわけです。

ふるさと納税というお金が入ってくるのであれば、その都度事業をある程度決めていくということでしょうから、寄附額の増減とか、寄附額の額によってある程度その動向というのは左右されるものなんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 議員のおっしゃる、そのとおりであります。ただ、御船町におきましては、現年度にいただいた寄附金、ふるさと納税寄附金に関しましては、翌年度の財源として今活用しているところであります。

○6番（増田安至君） なるほど、ある程度前年度できちんとはっきりして、そして次年度にまた事業化して使っていくという考え方でいいんですね。それには4つの基準があって、できるだけそれに沿った事業に使っていきましょうということ。子育て、安全な環境、そして地域振興というところ、そして、町長が認める事業というところですね。そういうことに翌年度の財源として使われる。国としては、あんまりそっちの納税制度が盛んになると困ることかもしれんですけども。地方としてはとてもいい納税制度だなと思ってございました。

結局、その都度決めていくならという聞き方をしたんですけど、例えば次年度に事業化するために、それぞれの事業がある程度出てきますよね、前年度幾ら幾ら儲けたので、次年度やろうかという。そのときに、ある程度事業間で優先順位というのをつけていかないといかんと思うんですけど、その辺の優先順位のつけ方とかはどのような決定をされているのですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

寄附者が希望した4つの使途の趣旨に該当する事業であれば、これは様々な事業の財源として活用できます。町は、補助金等を受けていない、町の単独事業を最優先に活用していきたいということで、町単独事業にまずは、そちらから活用する方向で今進んでおります。

○6番（増田安至君）　ということは、優先順位の中にも、寄附者がある程度、こういうことに使ってほしいんですという目的を持って寄附される方もいらっしゃるということですね。そして、町は補助金で何かやっている事業には、もう次年度の事業としてはしめません。あくまでも単独で何かやる事業について、ふるさと納税を活用していくと、次年度の計画で、という流れだと思います。

これまでやってきた初年度というか、最初の頃は150万円ぐらいからスタートしたふるさと納税ですけど、さっきの町長答弁であったように、かなりの額が入るようになってきたということなんですけれども、これまでの費用対効果というか、令和2年度の実績あたりから教えていただけますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　令和2年度の実績をもとに試算してみました。御船町に対する寄附額は、約24億8,000万円に對しまして、これにかかった募集代経費です。約14億円。それを引きますと、町の自主財源として確保できた額が約11億円ということになります。また、寄附額に対する返礼品、これは、そのほとんどが町内の事業者や生産者から送られるものであるため、寄附額の30%に当たる7億4,000万円、この分は町の事業者等に経済波及効果をもたらしているという、試算ではそういう計算になります。返礼品は30%以内となっておりますので、約その30%に当たる7億4,000万円が町内の事業者の経済波及効果につながっているものと思います。

○6番（増田安至君）　結構大きいですね。常日頃の、地震とかこういう災害がないときの御船町の予算といたら87億円とか90億円とか100億円を出すことは少なかったですよ。そのうちの11億円ぐらいが自主財源として確保できるということであれば、かなりの額が融通できる額になるのかなと。そしてまた、次年度新しく計画を作るときに使える、本当に勝手のいいお金なんだなということ。

実は地元でもそうなんですけど、なかなかどこもそう、お金がないんだよということで、みんな気にしておられるとですよ。あれもしてほしい、これもしてほしいという要望の中、なかなか実現できんでしょう、お金がなかっでしようということで、みんな諦められるので、できるだけ多くの声を地方、地域のお話として受けていただいて、またそれにも生かせるような形に次年度の計画をお願いします。

返礼品は30%以内の規定というのがあるので、町内の事業者には7億4,000万円ほどの経済波及効果があるということ。先日初めて見た「御船のいさぎ」というシリー

ズです。非常によかったです。中のハチミツとか、なかなか出ないので、すごいいい品物なんだなということで、喜ばれるだろうと思います。

あと、先ほど言った高知県奈半利の事件もそうだったんですけど、これは要するに注文していた業者と町長の癒着というて、2021年3月6日に新聞に出ていたんですけど、こういうことはないということの大前提で聞くんですけども、こういった返礼品とかを含めて、いろんなものが要るじゃないですか。ただ、右から左だけに物が動くわけではなくて、こういった場合には備品購入とか委託先の選定とかに、これまで何か問題とかはなかったですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

これまで、備品購入とかその他いろいろ、そういう問題は全くありませんでした。これまで備品購入として、小・中学校の机とか椅子、また楽器など寄附者の意向に沿って購入しましたが、そのほとんどが入札を行っております。

また、令和元年度から、自主財源の確保としまして、ふるさと納税寄附金の推進に取り組んでおります。その施策の1つとして、委託事業者の見直しを行いまして、個別に町内の事業者を回ってもらったり、新たな返礼品の確保とか、ふるさと納税サイトの追加とか広告などを行ってきました。その結果、先ほど言いましたように、令和元年度で約7億円、そして令和2年度で24億8,000万円の寄附額を確保できたということになります。

○6番（増田安至君） くれぐれも、先ほどもあったように、癒着とかあってはいかんし、あるわけではないんですけどもね、基本的にそういうものが本当に、ハニートラップと一緒に、いろんなところに転がっていますので、気をつけてください。

それは大きなお世話で、費用対効果はあって、備品購入あるいは委託先の選定には問題はなかったということなんですけども、返礼品について、例えば1万円寄附してもらったら1万円のものを返せばいいという返礼品の範囲でしょうか。それとも、返礼品には何か制限とかがあるんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

返礼品には制限がございます。まず第1に、返礼品は町内産、または町内で製造されたものであること。第2に、返礼品の調達額は寄附額の30%以内であること。1万円の寄附金だったら返礼品は3,000円以内という決まりです。第3に、返礼品を含む募集経費は寄附額の50%以内であること。この3つの基準を厳守しながら寄附金の募集を行っている

ころであります。

○6番（増田安至君） 3つの基準があつて、納税寄附についての使途は4つの目的があつて使われていてという、それぞれの基準をクリアして、ふるさと納税で成り立っていて、御船町の令和元年度では7億円、令和2年度には約24億8,000万円の寄附額をいただいたという流れで、とても使い勝手がいいのであれば、次年度にぜひ御船町が活気づくように使っていていただきたいなと思います。

そんな中、先日我々の委員会では、昨年ですよ、企業版ふるさと納税というのがスタートするんですという説明を受けました。企業版ふるさと納税と、個人版でもあんまりわからなかったんですけど、企業版になるとますますわからないので、今回の質問と一緒に入れました。

企業版ふるさと納税の取組みと、これまでの成果といった点ではいかがですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 企業版ふるさと納税について説明申し上げます。令和2年度に策定しました第2期の総合戦略、新たに企業版ふるさと納税寄附金を追加しまして、まず国の承認を受けております。これにより、総合戦略に掲げた事業に企業の意向によりまして寄附された寄附金を充当できることになりました。

令和3年度の成果としましては、皆様御存じの、御船高校は今年100周年を迎えました。町としても支援をした企業に対しまして企業版ふるさと納税制度の説明に出向きまして、企業のメリット等を説明し、御船高校100周年事業に対しまして企業から企業版ふるさと納税給付金をいただくことになりました。

○6番（増田安至君） 第2期総合戦略に御船高校と平成音大との連携強化ということをやっているんで、その事業の中での目的であればということで、国の承認を受けられたということですね。

すごいですね、御船高校に応援で、結果的にグランドピアノだったですかね、報告を受けたのは。かなり高いグランドピアノの寄附というものにつながったということで、非常に望ましい使い方だなと思います。もっともっと御船町出身で、関西方面とかもいっぱい社長はいらっしゃるので、ぜひ、御存じかとは思いますが、いろんな形で企業版ふるさと納税というものを広げてもらって寄附をしてもらおうと、御船町のもっといい事業に使えていくのかなと思います。

今後の、対象プロジェクトの計画というものも、次年度に向けて企業版ふるさと納税あ

と思うんですけども、その辺はいかがですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

対象事業につきましては、先ほど言いましたように、第2期御船町ひと・しごと総合戦略に掲げた施策に関連する事業が対象となります。具体的には、地方創生の実現のために町が地域再生計画を作成しまして、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、地域再生計画に記載された事業に対しまして、企業版ふるさと納税による寄附を活用することで、企業は法人関係税の税額控除を受けることができるという仕組みとなっております。

この地域再生計画についてですが、本町では令和2年7月に御船町まち・ひと・しごと創生推進計画の策定を受けております。この計画では、先ほど言いました総合戦略に掲げた4つの基本目標を達成するために事業を展開し、産業の振興や雇用の創出、また観光交流、移住定住、子育て、教育など、幅広い分野で取組みを進めることとしておりますので、このような事業に対しまして、企業版ふるさと納税を活用していきたいと考えております。

○6番（増田安至君） なるほど、そうしたら、対象プロジェクトの計画としては、次年度に向けた地域再生計画の中の産業の振興、雇用の創出、今言われた観光交流、定住促進など様々な事業に向けていくということで、定住促進にぜひ御船町に、なかなか増えることはなくても減ることもないぐらいで今いっているようなので、これがまた続けられていったらいいなと思います。

一説によると佐賀県とかはスタジアムを建設したりとか、何かいろいろないいことにも使われているみたいなので、そういう対象プロジェクトをぜひ立ち上げて、御船町のコストコに続く活況をまた何かあげていただきたいなと思います。

地方創生に4つの施策が通じていければ次のアクションに移るということなので、そういった佐賀のスタジアムも含めて、楽しみにしておきます。ぜひ我々も応援して、御船町の、とにかく前にどんどん進めば明るくなるし、方向性も楽しくなるので、来年こそはそうやっていきたいですね、コロナで苦しんだ2年間なので。

企業における税負担というのが多分出てくるので、企業版ふるさと納税というのがあったほうがいい。あるいは企業にとっては負担が減る、という考え方になると思うんですけど。税負担軽減の措置ということは、企業側はどう感じられて、その効果と、そういうことが、税負担の軽減措置があるんですよというPRを御船町は今までどうやってやってこられたんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

企業は、法人事業税など寄附額の最大90%の税控除ができることになります。また、企業版ふるさと納税を行うことを条件に、町外の企業が御船町内に新たに事業所等を設置、整備及び地域の求職者を雇い入れた場合は、地域雇用開発助成金を受けることができます。これまでのPR実績としましては、肥後銀行が発行する企業版ふるさと納税プロジェクト集への掲載、企業誘致係から町外企業へのPR、それに町長による企業へのPRなどを行っております。

しかし、まだまだこの企業版ふるさと納税寄附金は企業に浸透しておらず、今後御船町は、個人が行うふるさと納税寄附金と併せまして、この企業版ふるさと納税寄附金の推進も取り組んでまいりたいと思います。

○6番（増田安至君） この企業は既存の企業ということですよ。前年度に納税の実績がある企業という。何を言いたいかというと、コロナウイルス下において、ものすごく企業倒産数が増えてるという一方で、逆に新規に起業を始めているというのもすごい多いという話もあるんです。インキュベーター、インキュベーション、企業を興すというほうの納税の役目は特になかったですよ。何か使えるものとして。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

町外に本社がある企業で、この企業版ふるさと納税をした企業が、御船町の町内に事業所を設置した場合に、先ほど言いました地域雇用開発助成金の対象になると。町外の企業が御船町に進出した場合に、そういう助成金が使えということになります。

○6番（増田安至君） であれば、地域雇用開発助成金を受けるためには、もう既に企業であるということが大前提ということですね。ということで、ぜひ町内の企業、結構数があるので、皆さん頑張って次に向けて、こういうことも頑張れば税負担の軽減にもつながるんですよということをぜひPRして、さらに言えば、企業誘致にも、また町長のPRで連れてきてください。お願いします。

ということで、ふるさと納税は比較的使い勝手がいい納税であって、約24億円ぐらい入っていますけど、そういうのを使って次年度の事業に使えるんですよということで、また地元のほうでも説明をしておきます。できるだけ、わがままは言いませんけど、いろいろ御船のいいことに使っていけるような形になればいいですねということです。

続いて、2つ目の質問に入ります。市町村の廃棄物処理法の適正な運用について質問を

していきます。

廃棄物処理法では、事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならないとされ、廃棄物の排出事業者にはその責任を強く求めています。また、環境省大臣官報、廃棄物リサイクル対策本部長通知を通じて、管内市町村に対して改めて廃棄物処理法の適正な運用を通知しているところです。

産業廃棄物の排出事業者の責任とは、処理の責任、委託契約、マニフェスト、罰則等違反を防ぐこととしております。事業者が産業廃棄物を排出するときは、廃棄物の処理並びに清掃に関する法律などを作って、非常に厳しい規定があるのも事実です。しかし、個人の場合、どのような責任が発生するのか。これは、先ほどから言っている地元のほうで疑問に思われた点からの質問ですけど、その辺はどうなのかということを知りたいと思います。

町長、お願いします。

○町長（藤木正幸君） 2、不法投棄の現状と対応について、お答えをいたします。

御船町では良好な環境保全をしていくために、家庭ごみの分別並びに一般廃棄物が適正に処理される循環型社会の構築について、町民総ぐるみで理解を深め、行動できるよう取り組んでいます。

まず、資源物の回収は、リサイクルステーションにおいて、地区ごとに月1回日曜日に実施していただいています。また、紙製資源物の回収は通常のごみ収集場所において、地区ごとに毎週木曜日と金曜日に実施しています。しかしながら、通常のごみ収集場所において収集できない家電リサイクル品等の放置が後を絶たず、また通りの少ない道路沿いや管理が行き届かない空き地等へ不法投棄が見受けられているのが現状です。今後も、町広報紙や看板設置等による啓発やパトロールを継続的に実施し、迅速な現場対応を行ってまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○6番（増田安至君） 御船町は資源物の回収、リサイクルステーションに関しての、きちんと第何曜日の、日曜日とかに回収しますということでの周知と徹底は行われているんですけど、今回、特に後半戦にまた入っていくんですけど、一般の回収日の新聞紙の回収をめぐっての視点から伺っていこうと思います。

実際、そういった不法投棄というのが現状としてどれくらいあって、町にも、たしか条

例があったんですけど、あったと思います。現状の報告というか、確認です。今までそういう報告があっているか、なかったかも含めて、不法投棄の条例の確認と現状の確認というをお願いします。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

不法投棄とは、廃棄物を定められたルールを守らず、違法に捨てたり、埋めたりする行為であります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第16条により、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないとされ、また同法第25条により5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金とされており、町はこの法律に基づいて対応しております。

また、公有地及び私有地における不法投棄につきましては、住民等からの通報後、現地確認を行うとともに、御船警察や御船保健所に連絡するなど、関連機関と連携して対応しております。

なお、通常ごみ収集場所における放置ごみにつきましては、違反シールを貼り、一定期間そのままにしておきますが、それでも放置されている場合は、町で収集及び処理を行っている状況です。ちなみに、令和2年度の対応件数は41件でありました。

○6番（増田安至君） ということは、法律の中に、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないぞというところと、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、不法投棄したとき、そういう規定があるということです。

御船町の廃棄物処理及び清掃に関する条例という中には、特に罰則めいたものではなくて、11条まであるんですね。そういう、もちろん懲役刑なんて科せることはできないんですけど、罰金の規定とかも特に見当たらなかったんですけど、それはそれで罰則規定というのは御船町の条例にはないということでしょうか。

○環境保全課長（田中智徳君） 今現在のところ、罰金とかの条例はありません。

○6番（増田安至君） ということで、御船町の条例の中にはないけれども、大きな大本の法律には罰金なり厳しい規定があるという理解で置いておきます。

不法投棄については、通報があったら、まず環境保全課のほう窓口ですかね。警察署や保健所と連絡して対応しているということなんですけれども、これがたまたま今年度、滝尾地区の竹の迫というところの町道が今回改修されることになりましてありがとうございます。ようやく道路が広くなるということで喜んでいたところ、たまたまうちの山があるんですけど、区長さんから電話がありまして、「あなたの山にいっぱいものが捨てて

あるよ」というお話だったんです。実際見に行ったら、DVDのデッキが2台、あと段ボールの箱が何箱と捨ててあるんです。そういったところで、区長さんと話しして、廃棄物の不法投棄というのが実際に起きているのも事実というのを、我が身をもって経験したんですけど。そのごみに関しての責任の所在と、その後どういう対応をしていったらいいか、その義務と責任の所在について、教えていただけますか。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

不法投棄の原因者、その捨てた方が特定できる場合は、警察により撤去を命じられ、特定できない場合は土地の所有者または占有者により処分することとなっております。これは、廃棄物処理法第5条に、土地または建物の占有者は、それを占有し、または管理する土地、または建物の清潔を保つように努めなければならないということがあるからです。

御船町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条においても、占有者は土地または建物及び、それらの周辺の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならないということがあります。私有地は、所有者自身の財産であり、その維持管理は所有者並びに占有者の責任で対応するものであります。

したがって、私有地に不法投棄されたごみについても、適切な維持管理の一環として、所有者並びに占有者の方で対応していただくことになります。これらの説明を現場で行いながら、うちの係としても対応しているところであります。

○6番（増田安至君） ということは、被害を受けた者が損ということで理解ですかね。はい。

ということは、いわゆる山林や公衆道路などの周辺でも、ちょこちょこ、さっきの41件ですかあったんですけど、そういうのは同じように考えていいんですか。

○環境保全課長（田中智徳君） 私有地であれば同様でありますけれども、先ほどの41件は、通常のごみ収集所に廃棄してある処理件数が41件ということになりますので、こちらの私有地への不法投棄とはちょっと別になります。

○6番（増田安至君） 私有地であっても何であっても、捨てられ損ということで、くれぐれも注意しとかないといかんですね、不法投棄というのはですね。なかなかこれは、交通事故と同じか何かわからないんですけど、本当、当てられ損というのがあるので、注意しとかないといかんですねということですね、対応は。

これまでに問題になった事例が、私の事例からスタートしたんですけれども、これまで苦情とか何とかはありましたか。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

今議員からも事例が1件あったんですけれども、最近の事例としましては1件は道路沿いの不法投棄。道路沿いへの不法投棄につきましては、警察が原因者を特定して、本人に処分を促して解決しております。また山林への不法投棄です。今のお話なんですけれども、警察が不法投棄の原因者を特定はしているんですけれども、特定者に処分を促している状況なんですけれども、今のところ、原因者の対応次第では、土地所有者には理不尽な処理費の出費が発生することもあると思われます。また今原因者と占有者ですかね、こちらの話し合いもあるかと思えますけれども、最悪は出費が出るかなというところになります。

○6番（増田安至君） 実は、私もその区長から連絡があって見に行ったら、個人情報保護とやらで、相手先の住所も名前も教えてはくれない。もしかしたらこの電話からかかってくるかもしれませんということでしたいたんですけど。「ええっ、じゃあ、連絡を待たんといかんとですか」と言うたところ。「幾らか出費とか出るんですか」と言ったら、「はい、1万円ほど払ってください」と。捨てられて、金払って、対応してもらってという、ばかみみたいな話ですね。

ただそれが、今からマミコウロードで、今日あった質問の産業廃棄物とかいっぱい車が通るようになる。そのときの被害を、これまで町有でなかった農業振興課で対応していたマミコウロードが町有になって、その町有財産のところに今度は捨てられるということに被害が拡大していくと、これは一個人の話ではなくなってくるので、町も注意せなすすよという意味での質問につなげております。

こういった私有地であっても町有地であっても、不法投棄が問題になると。御船町では、第3条ではきれいにせないかんぞううたってあるけど、第4条では一般物の廃棄処理計画により所定の場所に持ち込まれた資源物は、所有者は御船町に帰属しますということで、これはさっき言った新聞とか一般のごみの話です。

4条にうたってある、町長が指定する事業者以外のものは、当該資源物を収集し、また運搬してはならんということが4条でうたってあります。そこで、滝尾だけではないんですよ、いろんな区で聞いているんですけど、新聞紙とかを回収して持って歩くのは、あるいは取っていくのは犯罪ですか。違反ですか、違反ではないですか。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

今のところ、御船町の条例では、罰則規定あたりがうたってありませんので、一般的に

言えば、窃盗にかかってくるのかなと思うんですけども、熊本市は罰則規定があるということと、ほかにもう1町村お話を伺ったところ、罰則規定を今後制定しましたということがありますので、今後、そういうところも含めて、御船町でも検討していきたいところではあると思っています。

○6番（増田安至君） 12月2日付け、これも菊陽町で廃棄物処理条例を改正するということで、先ほどの、国のほうが大きいんですけどね、罰則としては。国が1,000万円までの罰則規定があるぐらいなのでかなり大きいんですけど。菊陽町ともう1つあったですね。20万円以下の罰金ということで、資源ごみの持ち去りについては、20万円以下の罰金を取りますよというのが条例で可決されたということで、ぜひ御船町も条例を作るなり、今後の検討にして、対応を少し深めていってほしいなと思います。

なぜならば、滝尾地区でも朝4時頃から新聞紙を回収して、車いっぱい持っていきよる人がおるんですよ、実際。ナンバーも控えてあります。それについて、御船町では条例に罰則規定がないし、どこの窓口に言っていかわからないということが、不法投棄の通報窓口について、不法投棄ではない、新聞の持ち去りとか、そういったところの窓口がわからんということで、ぜひ質問をするようにと言われたので、確認をしました。

まずは、環境保全課に言って通報してくれということで理解をしておきます。

じゃあ、どうですか、最後に。条例というのは改定されますか。その辺はいかがですか。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

先ほど申し上げたとおり、一応お話を伺いましたので、今後条例改正については前向きに検討していきたいと思っています。

○6番（増田安至君） ぜひ前向きの前向きの前向きぐらいで検討して、罰則規定があるという根拠がみんな欲しいという。何人も区長で注意はしているんですけど、全部無視していかれたら何とも言えんですね。「おまえ、俺の新聞取っているぞ」と、「いやいや、それは違う」と、御船町の条例にある「置いた瞬間の新聞紙は所有権は御船町に帰属します」ということで、それは町長の指定する指定業者以外の者は、当該資源物を収集したり運搬してはならないというのが条例にありますので、そこは注意してほしいですねということを、ぜひ担当の方も伝えて、よければそういうのが目立ったという話だったので、今後御船町が資源ごみとして、あるいはリサイクルとして出していくものについて、対応がうまくいくように願っています。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時 5 4 分 散 会